

## 平成22年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成22年7月5日（月曜日）

---

### ○議事日程

平成22年7月5日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（26名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	河 杉	憲 二 君	4 番	高 砂	朋 子 君
5 番	原 田	洋 介 君	6 番	中 林	堅 造 君
7 番	山 本	久 江 君	8 番	重 川	恭 年 君
9 番	斉 藤	旭 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	藤 本	和 久 君
13 番	三 原	昭 治 君	14 番	木 村	一 彦 君
15 番	横 田	和 雄 君	16 番	安 藤	二 郎 君
17 番	山 根	祐 二 君	18 番	今 津	誠 一 君
19 番	弘 中	正 俊 君	20 番	大 田	雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿	博 敏 君	22 番	田 中	健 次 君
23 番	久 保	玄 爾 君	24 番	山 下	和 明 君
25 番	伊 藤	央 君	26 番	田 中	敏 靖 君

---

### ○欠席議員（1名）

27 番 行 重 延 昭 君

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	古 谷 友 二 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	原 田 知 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	阿 部 裕 明 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	安 田 憲 生 君
健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 部 長	山 邊 勇 君	水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君
水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君	消 防 長	秋 山 信 隆 君
監 査 委 員	和 田 康 夫 君	入 札 検 査 室 長	權 代 眞 明 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 田 信 行 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 野 寺 光 雄 君		

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

---

午前10時 開議

○副議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長が所用のため、副議長の私がかわって本日の議事の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

---

会議録署名議員の指名

○副議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、中林議員、7番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○副議長（松村 学君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、14番、木村議員。

〔14番 木村 一彦君 登壇〕

○14番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭かつ誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、国民健康保険について質問をいたします。

日本の医療保険は1961年に現行の国民健康保険法が施行されたことで国民皆保険となり、国民がいずれかの医療保険に加入していることが原則とされました。厚生労働省によりますと2007年3月時点で中小零細企業に勤める労働者が加入する協会健保——これは以前の政府管掌健康保険のことです。これの加入者は3,594万人で国民の27.9%、それから大企業に勤める労働者が加入する組管掌健康保険の加入者は3,047万人で国民の23.7%、公務員や教員等が加入する共済組合の加入者は944万人で国民の7.3%、農林漁業者や無職者、アルバイトが加入する国民健康保険の加入者が4,738万人で国民の36.8%、医師・歯科医師、弁護士、美容師などが同業者間で設立し、加入する国民健康保険組合の加入者は389万人で国民の3.0%、このほか生活保護受給者が153万人で1.2%を占めております。

以上のことからわかるように、国民健康保険は国民の約4割が加入する国内で最大の医療保険であります。非正規労働者の多くは国保に加入しておりますが、正規労働者もやがては退職などにより国保に加入することになります。この先だれしもが国保加入者になる可能性があり、この意味で国民健康保険は医療保険における最後のとりでだということができます。

国保の加入者を見ますと1980年ごろまでは自営業者の割合が高かったのでありますが、近年、無職者が5割を超えるようになっており、厚労省の推計ではあと5年、2015年には約6割が無職者になるなど、社会保険としての機能を果たせなくなる可能性があると言われております。

近年、高過ぎる国保料に、払いたくても払えないと悲鳴が上がっておりますが、確かに国保料の負担は、組合健保など、他の保険に比べても倍以上の負担となっております。これはなぜかと申しますと、国保には社会保険などのように事業主負担がないからであります。事業主負担にかわるものとして国保では国庫負担がありますが、これが1984年の国民健康保険法改悪で45%から38.5%に国庫の負担率が大幅に引き下げられました。その後も次々と改悪されており、このことが国保料値上げの最大の原因となっております。しかも定率国庫負担は国庫負担全体の約7割だけで、残りの約3割は調整交付金とされて、保険料の収納率などによって減額されたりするので、多くの市町村では引き下げられた38.5%の国庫負担金さえ受け取っていないのが現状であります。

以上、現在の国民健康保険制度には構造的問題があるということを指摘した上で、改めて防府市の国保料はどうなっているかを各階層別のモデルケースで見ますと、ことし6月11日現在、以下のようになっております。

まず、50代の働き盛りの場合、給与収入300万円の4人世帯で保険料は39万6,580円、実に収入の13.2%に達しております。これは県内13市の中でも4番目に高い保険料であります。

次に、70歳の高齢者の場合、年金収入258万円の老人2人世帯で、保険料は20万9,800円、収入の8.1%を占めます。これは13市中高いほうから5番目でありませぬ。

ところが、これ以外にも高齢者は介護保険料が年金から天引きされますので、それを計算に入れますと28万円前後となりまして、収入の10%以上になります。

さらに、20代の若者の場合、アルバイト収入180万円の2人世帯で、保険料は17万9,800円、収入の10%をやはり占めることになります。これは13市中、高いほうから4番目であります。

このように非常に高い保険料、収入の1割を超えるような保険料を払っているのが現状。先に述べたように国保料が高くなる構造的問題があるとしても、これは既に市民の負担の限界を越えていると言わなければなりません。市独自の努力でもって早急に値下げすべきだと思います。

そこで、お尋ねいたします。1、平成21年度の決算見込み及び平成22年度の収支見通し、さらに最近5年間の収納率はどのようになっておりますでしょうか。そして、その結果を踏まえて、黒字分や基金、さらには一般会計からの繰り入れを使って保険料を下げるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2、資格証明書の発行、すなわち保険証の取り上げは生存権の侵害であり、国民健康保険法第1条の法の目的にうたっている社会保障としての理念を放棄するものであります。現在、短期保険証、資格証明書の発行状況はどのようになっておりますでしょうか、そしてこの国保証の取り上げはやめるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、口蹄疫対策について質問いたします。

けさの朝日新聞によりますと、宮崎市の農場の牛1頭が4日、昨日ですね、口蹄疫の疑いがあると診断されました。疑い例の発生は16日ぶりです、現在、この農場にはこの1頭以外に症状を示している牛はいないけれども、農場の牛はすべて殺処分の対象となることとあります。宮崎県内では、6月18日に宮崎市の農場で確認されて以降、新たな発生はなく、24日にすべての感染確定、疑い例の家畜の殺処分が終了、6月30日にはワクチン接種分の家畜の殺処分も終えて、新たな発生や異常がなければ7月16日、今月の16日に県内すべての移動・搬出制限区域を解除する予定でありました。

東国原知事は、今月1日、発生地での不要不急の外出自粛やイベント・集会の延期など

を求めた非常事態宣言を一部解除、夏休み前の安全宣言を目指していた矢先のことであり  
ます。

また、これに先立って農林水産省の疫学調査チームが調査したところ、先月25日、発生初期の感染確認のおくれが感染拡大につながったとの見方を明らかにしました。同省によると、いつ家畜が感染したかを調べる検査を実施したところ、感染が確認される一、二週間前に既に感染していたケースが数十例に上ったそうであります。畜産農家が口蹄疫の症状に気づかなかつた間に感染が拡大した可能性があるとして、このチームは分析しております。

そこで、お尋ねします。1、県内への感染はまだ全く油断できません。事に当たっては、感染の早期発見といち早い封じ込めなど、一にも二も果敢な決断とスピーディーな対策が求められております。現在、畜産農家の家畜の健康状態調査と防疫対策はどのようになっていますでしょうか。万一の場合の対策本部の立ち上げは万全でしょうか。

2、この間、競りの中止などによって畜産農家に経済的被害が出ているのではないのでしょうか。それへの経営支援策はどのように考えておられますでしょうか。

最後に、地産地消と学校給食について質問いたします。

食料輸入の増大、自給率の低下のもとで、地域農業は極めて困難な状況に置かれております。また、残留農薬、遺伝子組み換え作物、抗生物質の増加等による食の安全性への不安と、偽装表示などによる食への不審が強まっております。さらに、栄養の偏りや食生活の乱れによる健康破壊も広がっております。

このような中で、食品の安全の確立、住民の健康維持、食料自給率の向上、地域農業と地域経済の振興を図るためには、生産と消費の双方からのアプローチが一層重要になってきております。地産地消と食育の理念と運動はこうした背景から成長、発展してきたものでありまして、今日、食と農のまちづくりは全国に大きく広がりつつあります。中でも学校給食における地産地消と食育の推進は運動の出発点でもあり、中心的役割を担っているものであります。

これらを実りあるものにするためには、生産者、消費者、流通業者、販売業者、食品関連事業者、教育関係者などを網羅した市民運動の推進母体の構築が欠かせません。そして行政指導でなく、市民による自発的取り組みが発展するよう、行政が支援することが必要です。また、行政は食と農に関する基本計画を持ち、他の計画との整合性を図りながら、全庁的な取り組みにしていくことが求められております。

そこで、お尋ねいたします。1、市は地産地消に関してどのような計画、目標を持っておられますでしょうか。また、市民運動への啓発、支援をどのように進めていくお考えで

しょうか。

2、学校給食における地場産品の使用拡大については、これまでも同僚議員がたびたび取り上げておりますが、その後の目標と取り組みはどうなっておりますでしょうか。また、県内産だけでなく市内産の食材の使用状況とその使用率向上の計画はあるでしょうか。また、市内産及び県産食材の使用拡大についての課題は何でしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは国民健康保険料についての御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの平成21年度の決算につきましては、収入済額121億9,803万8,856円に対しまして、支出済額116億1,107万9,315円となりまして、差し引き5億8,695万9,541円の繰越を見込んでおります。実質単年度収支につきましては約3億3,600万円の黒字となります。

この要因といたしましては、経営姿勢の良好な団体に交付される特別調整交付金1億900万円や平成20年度の精算に伴う療養給付費負担金などの追加交付があったものでございます。

なお、年度によりましては、精算による追加支払いを必要とする場合もございます。また一方では、平成20年度と比較して、保険給付費が2億1,800万円の増額となっております。

次に、平成22年度の当初予算規模につきましては118億4,600万円でございます。保険給付費を前年度決算見込額より4億1,700万円の増額と見込んでおります。

このように保険給付費につきましては、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により、今後、ますます増加するものと見込んでおります。

収納率でございますが、平成17年度91.17%、平成18年度92.17%、平成19年度92.76%、平成20年度89.88%、平成21年度88.32%と、ここ2年間の収納率は逡減傾向にございます。

また、滞納世帯につきましては、毎年3,000世帯程度で推移しておりましたが、平成21年度は7,000世帯を超える状況となっております。

このことは、不況による派遣切りや企業倒産などに起因した保険料の分割納付により、年度内の完納が困難なケースが増え、現年度の収納率が低下したものと思われま。

本市の国民健康保険料につきましては、議員御指摘のとおり、所得階層によっては収入の1割を越す負担となるケースもございますが、被保険者の1人当たりの調定額で申し上

げますと、県下13市中8番目の負担額となり、突出した保険料になっているわけではございません。

なお、所得の低い世帯に対する保険料の軽減措置や、納付困難な世帯への分納相談も実施しておるところでございます。あらゆる手だてを尽くして保険料を引き下げるべきとのことでございますが、保険者といたしまして、基金につきましては、予測しがたい疾病の保険給付のため、過去3年平均の保険給付費の5%を積み立てるよう国の指導もあって積み立てているものでございまして、繰越金につきましても同様の理由から予備費として計上することにしております。

また、法定外繰入につきましては、緊急やむを得ない場合を除き、保険料の抑制のための繰入を行うことは好ましくないとの厚生労働省からの指導もありますので、現在のところ実施については考えておりません。

さらに、支出の抑制の観点から、特定健康診査並びに人間ドックなどによる疾病の早期発見、早期治療及びジェネリック医薬品の普及・促進により、医療費の削減に努め、国民皆保険制度の中、国民健康保険財政の健全化・安定化を図りまして、中・長期的な視野に立った国民健康保険事業の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、国民健康保険証の取り上げをやめるべきとの御質問でございますが、御承知のように、国民健康保険事業は相互扶助の精神に基づき運営され、その根幹をなすものは被保険者の皆様に納めていただく保険料でございます。

したがいまして、保険料の納付につきましては、負担の公平性及び国民健康保険財政の安定化の観点からも、滞納のある世帯につきましては、従来どおり徴収担当課と連携し、文書や電話による催告を行うとともに、窓口に来られるよう促し、所得状況や担税力等の実態把握を行いまして、その実情に配慮したきめ細やかな対応に努めております。

しかしながら、一定期間を経過しても保険料を納付されず、あるいは何らの連絡もない被保険者に対しましては、直接お会いし、納付相談をお受けするとともに、納付改善へ向けて相談通知等を送付し、相談を促しているところではありますが、それでも応答のない場合には、法に基づき短期被保険者証を発行し、さらにその後も納付改善が見られない場合には短期被保険者証にかえ、資格証明書を発行しておるところでございます。

平成22年度6月1日現在の対象世帯につきましては、資格証明書は交付世帯が530世帯、被保険者815人、短期被保険者証の交付世帯が561世帯、被保険者1,093人でございます。

なお、法改正により昨年4月から資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子どもには、

有効期限6カ月の短期被保険者証を交付しておりますが、本年5月の法改正により、7月1日からは年度内に18歳を迎える子どもにまで交付対象が拡大され、若年層に対する医療の受診機会に配慮されているところでございます。

議員御質問の資格証明書につきましては、国民健康保険事業を運営する上で、負担の公平性及び国民健康保険財政の安定化のために、やむを得ず交付するものであり、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長、教育部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 御答弁いただきました。再質問させていただきます。

まず最初にお尋ねしたいんですが、先ほど壇上でも申し上げましたが、今の各階層ごとの保険料、例えば若い20代のアルバイト収入で年間収入が180万円。これはもういわゆるワーキングプアの世帯ですね。もう本当にきりきりの生活。これでも17万9,800円、18万円の保険料が取られているんですよ。それからもう年金しか収入がない、この人は年金ではかなり多いほうですが、月20万円ぐらいの年金ですね。これでも保険料が28万円、介護保険料入れますとね。大変な額ですね。

だから、先ほど私も県内の順位を高いほうから言いましたけれど、県内で低いか高いかということが問題ではなくて、もう全体にこれは耐えられないほど高くなっている、県内全体が。ということが問題なんです。この辺について、この保険料の高いか安いかという、このどういうふうに取り扱われるか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃいますように、収入の1割強の保険料ということで、非常に厳しいということは重々承知しております。壇上での御質問にもありましたように、子どもが事業主負担というのもありまして、安くおかれておるということもございまして、国保財政の構造的な問題点として、こういうことはあろうかとも思います。ということでございます。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） だれが考えても高過ぎるということでは異論のないところだと思うんですね。もちろんこれの根本的な解決のためには、先ほど壇上でも申しましたように、この国保が持っている構造的な問題、特に国の国庫補助がどんどん削られてきている。これを元に戻すということが根本的解決の突破口だと思うんですね。第1番目の重要な課題ではあります。だから、これについてはもちろん各全国市町村国保からいろんな要望が上がっておると思いますし、市長さんなんかもあらゆる機会にこれは要望されている

んだらうと思います。

それで、にもかかわらず、今、防府市民が困っているという点について、ぜひ市として何らかの、こういう市民を少しでも市民の負担を軽減するという努力が行政の姿勢として必要じゃないかと思うんですね。

そこで、ちょっと生活環境部長にお尋ねしますが、基金は今、国保では幾らありますでしょうか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 21年度末現在で3億5,787万1,000円ございます。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 先ほどの市長の御答弁、それから今の部長の御答弁で黒字が今現在3億3,000万円余り。それから基金の積み立てが3億5,000万円余り。合わせると6億8,000万円、約6億円近くあるわけですね。私これ全部使えとは言いません。もちろんいろんな不測の事態に備えなきゃなりません、約6億円弱の余裕があるわけです、今、国保会計には。今、防府市の国保加入者は約1万8,000世帯弱ですね。1万7,898世帯と言われてます。1万8,000世帯としましても、1世帯1万円引き下げた場合、1億8,000万円の財源が要るわけです。しかし、今、余裕は5億8,000万円あります。1億8,000万円を取り崩して保険料の引き下げに充てても、私はそれほどこの市の国保財政がピンチになるとは思いません。その辺、いかがでしょうか、部長。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今おっしゃいましたように繰越金が5億8,000万円ございます。基金も3億5,800万円近くあるわけですし、保険料が引き下げられないのかということですが、答弁にもありましたように、基金の保有額につきましては、過去3年間における保険給付費の平均年額の5%以上を積み立てるように、国のほうから指導を受けております。本市の基金残につきましてはほぼ5%でありまして、今後、これ以上の積み立てが望まれるという状態ではあります。

この基金の取り崩しにつきましては、将来の明確な見通しが無いままに保険料の引き下げ等に充てるような取り崩しは、国保財政運営上適切ではないと、こういった国の通知がございます。この3億円につきましては、21年度やっと積み立てたものでありまして、20年度末は5,700万円ぐらいでございました。あるいは平成19年度あたりは実質単年度収支は赤という状況もございまして、決して安定的に運営されているというもので

もないと思います。まだまだ、不測の事態に対応できる足腰の強い運営のためにも、こういったものは確保しておく必要があるかと思います。

さらに、答弁の中にもありましたように良好な団体に対する特別調整交付金というのがあるわけですが、これ、21年度1億900万円、その前の20年度が1億1,500万円、19年度が1億4,500万円と、この3年間で3億6,900万円と、ほぼ基金の残に見合うようなものでもあるということでございます。

そして、繰越金につきましては、今、5億8,000万円というふうにしておりますが、これ現在わかっているだけでも、この中から国への還付金が実は1億6,000万円ほど返すように、あるいは負担金を追加して増やすようにというようなことがわかっております。

現在、22年度の予備費が1億8,700万円でございます、この1億6,000万円を急遽払うと、予備費も残らないといった状況にもなるわけでございます。

実際、平成16年度に基金があり、繰越金があるということで保険料が引き下げられました。ところが、その年度は実質単年度収支が約2億円の赤字となっております。そして、翌17年度には保険料が値上げされたと、こういう経緯もありますので御理解いただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） いろいろな数字を上げて申されましたが、要はこの万全な、何があっても大丈夫というような国保会計というのは、私はあり得ないと思うんですね。そりゃあいつ大きな疾病が大流行するかわかりませんし、安全をあくまで考えるならば何十億円貯め込んでもこれで大丈夫ということはないわけです。だからそこはもう政策的な判断なんです。市民のために、軽減のために行政の姿勢をどう示すかという問題なんです。私、仮に1万円と言いましたけど、これが5,000円だろうと3,000円だろうと、今のこの不況の中で市民のいわゆる消費マインドが冷え込んでいる中で、少しでも国保料が今度は下がったという、この市民が安心感を持つ、これが大事だと思う。それは行政への信頼にもつながると思います。ここはもう行政の政策判断です。だから、それが今必要だと思うわけです。

そこで、さっきから言ってるように黒字と基金合わせて6億8,000万円、余裕があるわけですから、それをじゃあ断固こう確保しておかなきゃいけないというんなら、私が壇上から言いました一般会計からの繰入を幾らかしたらどうか。この点については、平成22年6月1日号の国保新聞というのがあります。これにこのように書いてあります。

「厚生労働省の調査によると19年度に一般会計からの繰り入れをした保険者は全国で1,

243で全保険者の7割」7割が一般会計から、いわゆるルール外の繰り入れしてるんですよ。「総額3,804億円。目的は医療費の急増への対応や保険料の軽減など、各保険者の政策判断で保険料を引き上げないかわりに一般会計を投入しているケースもみられる」またこのようにも書いています。「法定外繰入の問題は、低所得者や高齢者が多いなど、構造的問題を抱える市町村国保が国庫助成以外に地方負担の導入によって国保財政をやりくりせざるを得ない一面も抱えている。国も国保が抱える構造的問題への対策とともに取り組む必要がありそうだ」。

今ね、保険料をこれ以上上げないために各市町村、大変な苦勞をしてて、約7割が何らかの形でこの一般会計からのルール外の繰り入れしてるんです、7割の市町村が。だから、一般会計から繰り入れをせよと、あくまでせよというわけではありません。さっきの黒字分、基金、一般会計からの繰り入れ、この3つを勘案して幾らかでも引き下げる。1万円が無理なら5,000円でも。そういう姿勢をぜひ私は示してもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、保険証取り上げ問題についてちょっとお伺いしますが、部長、国民健康保険法第1条、御存じでしょうか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 第1条ということで、ここ書いてあるんですが、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」ということでございます。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 読まれたとおりであります。先ほどの市長の御答弁で、保険証取り上げは、国民健康保険は相互扶助の立場から負担の公平を図らなければいけない。だからこの払わない人については払わせるようにしなきゃいけないんだと、こういう趣旨の御答弁でした。

だけど、この相互扶助というのは勝手に当局が——これ防府市だけじゃありませんよ、国も時々そういうこと言うんですから。相互扶助という考え方を時々都合のいいときは言うんですよ。お互いの助け合いだと。保険料を出し合って助け合ってるんだと。無尽みたいなもんだと、言ってしまえばですね。

だけど、これは国民健康保険の理念からいうと間違ってるんです。この相互扶助という考え方はどこに法的根拠があるかって、私はいろいろ調べましたがありません。むしろこれは社会保障であるということを、今の部長が読まれた国民健康保険法第1条にはっきりうたってあるんです。社会保障制度なんですよ。だから、国もお金を出すんです。お互い

の助け合いだったら国はお金、一銭も出しませんよ。社会保障制度だからお金を出すんです。そして国民の健康を維持してるわけです。

この点について部長、相互扶助というのはどこから出てきてるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） なかなか難しい御質問ですけれども、いずれにしましても本人の保険料の体系につきましては全体の医療費、経費から国の補助金あるいは繰入金等を除いてはじくものでございますが、相互扶助というと、お互いに助け合うという意味合いになるわけでございますが、一応、相応の担税力に応じた保険料を払って行って、低所得者層の方にはそれなりの保険料、保険料が高い方にはそれなりの保険料といった考え方になるのかなあと、ちょっと急造でございますが。

ただ、先ほども読み上げました国民健康保険法の第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するということが冒頭にあるわけですし、そういった財政運営の適正化、安定化をやはり一番に考えて、あと社会保障云々ということになるのではないかというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） もうこの問題ではこれ以上言いませんが、私はもう一度はつきり言っときたいと思います。いつもこの国保の論戦をするときには相互扶助という言葉が出てきますけれど、これはもう法的な根拠、全くない。むしろ、やはり国民健康保険はほかの、例えば組合健保とかそれらと同じように社会保障の一環であるということをはっきりさせておきたい。そのことが根幹に座らない限り、いろいろの保険証の取り上げ問題、滞納問題、その他についてもいろんなそごが起こってくる。だからこれは社会保障だということをしちんと位置づけておくべきだということを経験してきておきたいと思っております。

この問題の最後に、もう一つ質問しますが、国民健康保険料が上がっていく大きな要因の一つに、先ほどの御答弁にもありましたが、医療費が高騰するということがあります。この医療費の高騰を抑えるために、当局としてどのようなことを考えておられるのか、あるいはやっておられるのか、御答弁願いたいと思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 医療費の抑制についてはどのようなことかという御質問でございますが、国民健康保険の被保険者を対象としました保健事業といたしまして、国民健康保険料の完納者で30歳以上75歳未満の人を対象として、病気の早期発見や健康状態のチェックを目的とした人間ドックを行っております。

また、40歳以上75歳未満の人を対象としまして、生活習慣病にかかわるメタボリックシンドロームに着目しました特定健康診査とその結果を踏まえての生活改善の必要性に応じた特定保健指導を行っております。

また、人間ドックにつきましては、任意検査を本年度1項目追加しまして、7項目としております。利用者の負担につきましては、それぞれ1割に据え置いております。さらに、特定健康診査につきましては、本年度から検診項目を4項目追加しまして、利用者の負担については1,000円に据え置いております。また、未受診者に対しましては、再勧奨通知書を送付して受診を促しております。

このようにお納めいただきました保険料の一部によりまして、医療費の抑制や病気の早期発見に活用いただいております。その内容につきましても充実を図っておるところでございます。

保険者といたしましても、保険給付費の抑制策として今後も利用促進に努め、あわせて医療費通知を2カ月に一回送付することでも抑制を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 医療費の抑制について要望しておきます。ジェネリック医薬品ですね、これらも使うような働きかけを医療機関にも、ぜひしておいていただきたいということを要望しておきまして、この項については終わります。はい。

○副議長（松村 学君） 次に、口蹄疫対策について答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 続きまして、口蹄疫対策についてお答えをいたします。

本年4月20日に宮崎県で1例目の疑似患畜が発生をし、23日には農林水産省が1例目のウイルスを口蹄疫と確認をいたしました。その後、宮崎県内で口蹄疫の感染が拡大をし、6月18日現在で291例が確認をされております。そして、7月2日には都城市、7月3日には日向市で移動制限が解除されましたが、7月5日には宮崎市で新たな感染との報道がされておきまして、引き続き予断を許さない状況でございます。

初めに、畜産農家の家畜の健康状態調査といち早い万全の封じ込め対策、そしてその対策経費についての御質問にお答えをいたします。

市では宮崎県での口蹄疫発生の翌日より、畜産農家へ防疫対策の徹底を図るとともに消毒液を畜産農家に配布をし、健康状態についての聞き取りを実施いたしました。さらに、5月28日に2回目の消毒液を配布するとともに、畜舎への人、車両の立ち入り時の消毒の強化や立ち入り制限に関しての看板設置を依頼をいたしました。その後も畜産農家へさらなる消毒の徹底をお願いしているところであります。

今後、山口県で対策本部が設置をされた場合には、その対策本部組織に防府市の職員が

配置をされ、特に畜産農家への調査、消毒や移動車両の消毒等に対応することとなります。したがって、対策経費につきましては主に人件費が必要となるものと考えております。

続きまして、畜産農家への経済的被害の実態調査と経営支援についてお答えをいたします。

口蹄疫の発生後、山口県中央家畜市場での競り市が中止をされたことによりまして、畜産農家ではえさ代等の支出増大により経営を圧迫するのではないかというふうに危惧をしておりましたが、幸いにも山口県中央家畜市場で6月22日に成牛、6月25日に子牛の競り市が再開され、安堵しているところでございます。

議員御承知のとおり、県では5月27日に畜産農家の負担軽減を図るため、無利子融資の口蹄疫支援対策資金が創設されました。市といたしましても、今後、県内で口蹄疫の発生が確認された場合は、何らかの支援策は必要と考えておりまして、他市の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 時間がありませんので一言だけ。

先ほど壇上でも申しましたように、これはもし発生した場合は時間との勝負ですね。おくれをとったらもう大変なことになります。そういう点ではゆめゆめ油断することなく、もしそういうことが心配されたら直ちに対策を指導するように要望しておきたいと思いません。この項は終わりたいと思います。

○副議長（松村 学君） 次に、地産地消と学校給食について答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、地産地消と学校給食についてでございますが、最初に地元農産物の地産地消に関しての計画の目標についての御質問にお答えを申し上げます。

地元農産物の地産地消の推進に向けましては、生産者・農業関係団体などとの協働による取り組みが必要と考えており、「生産者と消費者とのネットワークづくり」や「流通業者との連携による販売促進」及び「学校給食等の大口需要先拡大による食材活用の推進」などを防府徳地地区で組織をされました「防徳旬の味推進会議」で、計画的に進めてまいりたいと思います。

次に、市民運動への啓発、支援についてお答えをいたします。

啓発につきましては、市民の皆様にご理解を深めていただくことが重要であると考えておりまして、市内の各種団体で取り組まれている活動や旬の農産物

情報等を市ホームページや市広報などにより、広く周知をしていきたいというふうに考えております。

支援につきましては、生産者、流通・加工関係者、消費者が協働して地元農水産物の需用拡大を図るために設置をされました「山口地域地物普及推進協議会」が進めております販売協力店、やまぐち食彩店など推進拠点の拡大に協力するとともに、防府市生活改善実行グループ連絡協議会で実施しております地元食材を使った新たなレシピ開発に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 続きまして、学校給食での地場産品の使用状況、目標、それに向けての取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、地場産品の使用状況についてお答えいたします。

地場産品の使用状況につきましては、年3回、期間を定めて調査を実施しておりますが、その平均利用率は平成19年度は市内産品15%、市内産品を含めた県産品35%、同様に平成20年度は市内産品16%、県産品41%、平成21年度は市内産品15%、県産品41%となっております。

この3年間を見ますと、市内産品においては利用率はほぼ横ばいの状況ですが、県産品においては6ポイントの向上が図られております。

具体的な取り組みとしては、JAや青果市場からの地場産品の情報をもとに、各学校や学校給食センターにおいて、給食費の範囲内で市内産、県内産の食材を優先して購入しているところですが、学校給食においては同一規格で大量の食材が必要であるため、市内産では米、タマネギ、小松菜など、食材が限られているのが現状でございます。

今後の取り組みといたしましては、引き続き防府市食育推進計画における県産品の利用率を50%以上とする目標に向けて、JAや青果市場、関係機関等と緊密に連携を図りながら市内産品を可能な限り取り入れ、より一層利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） この問題は壇上でも申し上げましたけれど、単に教育委員会やあるいは農業農村課というような1セクションの問題としてとらえると、私は不十分だと思うんですね。やっぱり地域内循環経済、これを本当に実現していく大きなポイントになるのがこの、特に農産物を中心とした地産地消の運動だと思うんです。この3月議会でも私、関連した質問をしましたがけれど、そういうその観点をやっぱり市政の重要な柱とし

て確立することが、私は重要じゃないかというふうに思います。

先進地では、食と農のまちづくり条例などというものを条例化しておりまして、まちを挙げて、この食と農、地場産を使って発展させていくということを目指しています。そういう点では、まだまだ本市の場合、極めてそういう取り組みが不十分ではないかというふうに感じざるを得ません。

特に、例えばの話です。例えばの話ですが、農業農村課と教育委員会の給食部門、これの連携さえまだ図られていないというのが現状じゃないかと思います。お互いにお互いの状況を知りません。私、この前のこの質問をするに当たっての御当局の話し合いの中でも、それを感じました。お互いに全く、教育委員会は農業農村、生産者のことは余り知らないし、あるいは生産者のほうは学校教育の実態を知らない。こういうことを図らずも私、感じたわけです。

事ほどさように、また、この問題については本当に市が総力を挙げて、こういう地域内循環経済を農産物で図っていくと、そして地場産の地域の農業、農林、漁業、こういうものを振興すると同時に、学校では本当に安全な、しかも安全なおいしい給食を提供していく。この二つをやっていくことが大事じゃないかなと思っております。

そこで、もうこれは要望にいたしますけれども、一つは食と農に関する各種の施策を総合的かつ計画的に推進するためには、行政側の組織の縦割りとセクショナリズム、これを廃した全庁的な対応が必要だと思うわけです。

そこで、関連する各部門が連携してJ A、その他、関係機関、団体との調整を図りながら、そういう地産地消の運動の活動支援を行うことができるようにしていくべきじゃないか。とりあえず農業農村課の中に地産地消推進室、こういうものを設ける必要があるんじゃないかというふうに思います。先進地では大体地産地消推進のセクションがあるんですよ。ところが、我が市には残念ながらそれはありません。確かに農業農村課の職員の皆さんは一生懸命仕事しておられますし、大変忙しい。人数も大変限りがあるということで、今すぐそれを設けといたら、また仕事が増えるということになるので、なかなか難しいかと思いますが、しかし、これを何とか、まずは地産地消を専門に考えるセクションを設置してほしいということをまず要望しておきたいと思います。

それと、要望の2点目は、現在、市内の学校給食は地元産の防府産の米を使っておられます。しかし、この米の仕入れ先が山口県学校給食会とか、瑞穂とか、山口県食糧とか、こういう大手の流通業者から仕入れられているようであります。これですと、農家から学校に渡るまでに幾つかの流通コストがかかっているわけですね。だから農家はそんなに高い値段では売れない。途中の流通コストがかかります。学校は結構高いお米を仕入れている

と、こういう現状があるんじゃないかと思うんですね。

だからぜひ、同じ防府市内ですから、農家と学校とが直にこの米の問題だけでも取り引きして、農家はもっと今よりは高く買ってもらえる、学校は今より安く購入できるというふうなシステムをぜひ研究してもらいたいということを要望しておきたいと思います。

それから、3点目、要望ばかり多いんですけど、来年国体があります。高校の女子バレーボール選手が防府にやって来まして、民泊をすることになります。食事は地区の公民館等で食推の方々が調理提供をされるようになっております。

そこで、これらの食材については、野菜、魚、肉等のみならず、みそ、しょうゆ、豆腐等も含めて、可能な限りこの地場産品で調理、提供すべきだと考えるわけですね。防府の食べ物、こういうのがありますよということを、全国から来られた選手たちにも味わってもらおうということで、ぜひこれも考えておいていただきたいというふうに要望いたしまして、あと5分、余りましたが、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（松村 学君） 以上で14番、木村議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、8番、重川議員。

〔8番 重川 恭年君 登壇〕

○8番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。市長におかれましては、市制始まって以来の4選を果たされましたことに対し、まずもお祝い並びに敬意を表します。

それはそれとして、今回の一般質問に対する質問事項の私の通告には、市長の行政姿勢についてとしておまして、その趣旨としまして、まちづくりにおける具体的方策と指針についてということをして第1点目にいたし、文化行政の振興、そしてそのソフト面の充実を第2点目にいたしております。執行部におかれましては誠意ある御答弁をお願いいたしますと存じます。

まず、第1点目の市長の行政姿勢についてお尋ねいたしたいと存じます。

市長は、過去12年間市政を担われ、市の行政トップとして数々の実績を積んでこられたのではないかと感じておりますが、このことについて総括の意味と今後についてお尋ねいたします。

市長は10年前、つまり2001年、平成13年の3月でございますけれども、防府市の将来目標を描く第三次防府市総合計画において、次のように述べられております。

近年、社会生活環境は、生活様態や価値観の変化、人口の減少、少子・高齢化、高度情報化やボーダレス化の進展等大きく変化しており、今後もその勢いを増していくとともに、

本市を取り巻く諸条件も大きな変化を遂げていくものと考えられます。

このような中で、時代の変化に適切に対応しながら市民一人ひとりが心豊かに日々の生活を送れることを基本に、豊かさが実感できる中核都市づくりを目指し、2010年を目標年次として「変革」と「参画」をキーワードに、これからの本市の目指す都市像を「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府～21世紀にはばたく美しい中核都市を目指して～」と定め計画を策定したのである。というふうにされております。

この中で、基本目標の早期達成ということは、10年前に立てられた計画を今年、2010年、基本目標の早期達成、そして現在、未来に生じる課題の克服に向け戦略的、重点的に取り組んでいく。そして、施策を5つの大綱として設定したと述べられて、今後は、つまり2010年、平成22年の目標設定期限に向け全力で取り組んでいくので、市民はじめ関係各位の理解と協力を願いたい。まことにほほえみを含まれたにこやかな顔で表現されております。今の顔とは少々違うのかなと見間違ふほどの写真での表情であります。

さて、ここで1点目の質問であります。第三次防府市総合計画において、市長の掲げられた5つの大綱、一つ、“元気”に住める環境づくり、二つ、“元気”が育つひとづくり、三つ、“元気”を支えるぬくもりづくり、四つ、“元気”を生み出すものづくり、五つ、“元気”がにぎわう街づくり、について、10年前に述べられたこのことに対し、その目標あるいは計画に対し、今回4選を果たされた中でどのように自己総括、評価されているかをお尋ねいたしたいと存じます。

次に、この項、行政姿勢の2点目の質問ですが、まず1点目として、市長の12年間の自己評価をお尋ねいたしましたので、ここで2点目として、今議会に提出された議会議員定数半減の条例案であります。これは本会議初日、つまり6月25日の本会議で特別委員会を設置して審議するということとなりましたので、そこにおいてあらゆる角度、あらゆる面から慎重審議されることと拝察いたしますので、種々詳しい質問は控えますけれども、半減、つまり13名とされた根拠は何なのか。それがあれば私は、またその半分でも3分の1、つまり6名でも3名でもいいのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

また、議会制民主主義、二元代表制のあり方や執行機関と議決機関とのすみ分け等々、論点は数多くあるわけですが、特別委員会でのいろいろな意見やあり方が出てくると思いますので、当面13名とされた基準なり根拠だけ御教示願いたいと思います。

次に、私は、私だけでなく皆さんだれもが思っておられることと存じますが、執行部と議会は車の両輪でなければならないのではあるけれども、常に緊張感を持ち、お互いが対

峙していなければならない関係であると存じておりますが、今はどちらかの輪が外れているのではないかとさえ思うときもございます。

そして、3点目ですが、これもこの6月議会に提案された選任第3号議案、そして選任第4号議案の当日朝の撤回、取り下げであります。このことは言葉が少々きついかもしれませんが、議会を軽視されたのではないかとさえ見えて仕方がございません。それは議会に上程し、審議してくださいと提案されてこられた議案の取り下げ、撤回であります。その議案の取り下げ、撤回とは何でしょうか。よほど確かなものを自信を持って、プロの集団である執行部は議会に提案されてきたと思うわけであります。その議案が提案され審議された結果、議会で否決されるならまだしも、審議当日の朝の撤回、取り下げであります。事前に、せめてその理由を明らかにするくらいの配慮があってもしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。本会議のその他の議案、提案に対する質問にも不正確、鈍い反応、あいまいな説明では困ります。確たる説明のできる根拠のある資料等を持って、本会議なり委員会、いわゆる議会に臨んでいただきたいと思っております。

以上、このような小さなほころびが、ひいては車の両輪の片方が抜け落ち脱輪して、この防府市のまちづくりにおける方策や指針にも影響を及ぼすことともなるので、あえて私は、今までこのようなことは言ったことはございません、今回はあえて言わせてもらっているわけでございます。

以上で市長の行政姿勢についての項を終わらして、2点目の大きい質問項目、文化政策と申しますか文化行政、特にソフト面の充実、振興についてお尋ねいたしたいと存じます。

これは、さきの3月議会において時間切れでお尋ねできなかった部分についての補完的質問でもございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

私は、さきの3月議会で防府市の文化政策は近隣の他都市に比べおこなっているのではないかと質問しております。執行部の御回答は、決しておこなってはおりません、とのことでありました。

芸術、文化と言いましてもまことに幅広いものでありますので、何をどのようにとらえるかによっても違いが生じるものと思ひまして、また、時間切れということもありまして、渋々と言いますか、了といたしました。

しかしながら、今後考えていくとおっしゃいました防府市文化、芸術等の目に見えない心の価値観を大切にす市文化、芸術振興条例の制定はぜひ早期に行っていただきたい。これは答弁は要りませんので再度の要望としておきますけれども、このことについては、いつかまた質問させていただきたいと思っております。

そこで、具体的な質問に入っていくわけではありますが、大きい第1の質問項目で取り上げました防府市第三次総合計画の中でのごくごく微細な質問項目になるかもしれませんが、基本計画第2章“元気”が育つひとづくり、第2節歴史性に富んだ文化と交流の創造、第1項に芸術文化の項がございます。この記述を読みますと、市には文化協会と文化振興財団があり、文化活動の中心的な役割を担っておる。今後とも、この両者が役割分担し、連携・協力することにより、市民文化を向上させていくことが必要である。さらに、市民の一層の参加を促進するとともに、それぞれの――というのは市民や市民団体のことを指すのではないかと私は思いますけれども、そのそれぞれの組織強化や財政基盤の整備が望まれる。市内の文化団体は153団体で会員数は9,932人で、それぞれが活発な文化活動を行っている、とあります。そしてその後、施設のことを述べており、基本方針として施設を有効に活用・運用していくとともに、文化協会、文化振興財団を核として、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努め、さらには、市民の自発的な芸術文化活動を支援する、と記述されておりました、これらのことは当然のことというふうに理解しております。何ら市行政みずからが積極的に文化に携わっている、またいこうとする姿勢はこの文章からは私には見えてきません。振興財団、文化協会等に丸投げしているように思えてなりません。

第2項の文化財保護の面においても、私はほぼ同様に感じておりますけれども、こちらのほうは防府市文化財郷土資料館の開設など、不十分ながらも若干進んでいるのかなという気もいたします。私といたしましては、市行政として、もっともっとソフト面へのかかわり方を十二分に持ってもらいたいということでもあります。

県内各市では現在、当該地域の地域あるいは市を全国に向けネームバリューアップ、知名度、認知度アップする。そして、そこに住まれている市民の文化意識の高揚のため、また観光面での活用、ひいては産業活性化に資するためにも、地元が存在する資産の利活用を図り、さらには人物伝承など行政みずからがかかわりを持って積極的に支援されております。現在、防府市においてどのようなかかわり方をされているのかお尋ねいたします。

今現在、アスピラートに大村能章と種田山頭火の紹介コーナー、アンテナショップ的な小部屋があります。その能章においては大村家から膨大な資料の寄贈が過去なされていると聞いております。それらの保管方法、点数、展示活用方法、またどのような品物があるのか、いつごろ寄贈があったのか、いただかれたのか。今まで市のかかわり方は十分であったのかどうか。また、山頭火においては同好会が収集されている図書等も含め、保管されている資料、作成されたパネル、年表等がどのくらいあるのか、どう保管されているのか、実態調査をされたのか。市としてそれらを共同して利活用する気はないのか。みずか

ら顕彰の手伝いをすべきと考えますけれども、いかがお考えになっておられるのか。さらには、全国自由律俳句大会等についての支援やソフト面でのかかわり方は十分であるのか、お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは行政姿勢についての御質問にお答えをいたします。

第三次防府市総合計画の評価についてのお尋ねでしたが、議員御案内のとおり第三次防府市総合計画は、私の1期目の任期中の平成13年3月に策定いたしましたものでございます。

第三次防府市総合計画の計画期間は、平成13年度から平成22年度までの10年間で、「変革と参画」をキーワードにいたしまして、本市が目指すべき都市の姿を、「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府～21世紀にはばたく美しい中核都市を目指して～」と定めているところでございます。

この時期は、2市4町による県央部吉佐地域都市形成研究会が設置され、県央部での合併の動きが始まった当初でございまして、その後、平成15年3月に山口県央部合併協議会が発足しまして、平成16年4月26日までの17回に及ぶ法定協が開催され、協議が進む中で、御存じのとおり新市の名称とかあるいは事務所の位置——市役所の位置でございまして、とかで、防府市としては百歩譲る形でこの協議に臨んできたところでございまして、法定協議会最終盤になりまして、さらなる譲歩、すなわち10年先に特定の場所に新庁舎を建設するという、それまでは庁舎の建設をしないと断ったわけではございますが、新庁舎を建設ということが提案されてきたわけではございます。このことは到底市民の皆様のお理解を得ることができないことであると、そう申し上げたところ協議会は休止され、結果として単独市政を防府市は継続することとなったわけではございます。

その後は、合併新市にまさるとも劣らない活力あるふるさと防府市をつくっていくんだと、こういうことで、全職員が一丸となって市政運営に取り組んでまいったところでございます。

こうした大きな時代背景の中で、私はこの10年間、第三次防府市総合計画に基づきましてさまざまな施策を着実に実施してまいったところでございます。それを総合計画の中の「5つの施策の大綱」に沿って振り返らせていただきます。

まず、“元気”に住める環境づくりにつきましては、自然環境との調和を図りながら都市基盤の整備や安心して生活できるための仕組みをつくるため、利便性の高い都市生活の

充実、安全で安心な市民生活の確保、快適で潤いのある空間の創造に取り組んでまいりました。

主なものといたしましては、懸案でございました火葬場や消防庁舎の建設、あるいは同報系防災行政無線の整備などがございますし、直近では新廃棄物処理施設建設事業も着実に進めているところでございます。

次に、2番目の“元気”が育つひとづくりでございますが、生涯を通じて学ぶことができ、文化にあふれ、健康に暮らせるための仕組みをつくるため、市民一人ひとりがきらめく生涯学習の推進、歴史性に富んだ文化と交流の創造、生き生きとした豊かな暮らしと健康づくりの推進に取り組んでまいりました。

主なものといたしましては、だれもが利用しやすい場所への図書館の移設、あるいはその旧図書館を活用した文化財郷土資料館の開設、新体育館の建設、学校給食センターの建設による中学校給食の導入や、計画的な小・中学校の屋内運動場の建設、学校耐震化事業にも今取り組んでいるところでございます。

また、ソフト面ではございますが、ルルサス2階にNPO法人により設立されました市民活動支援センターを支援する形で、市民の皆様のさまざまなサークルや活動への可能な限りのお手伝いもさせていただいているところでございます。また、そのほか、次代を担う子どもたちと直接触れ合えることができるように小学校へ出向いて、あるいは中学校へも出向きまして、児童・生徒との給食会を実施するなど、私自身も実践活動として行っているところでございます。

次に、3番目の“元気”を支えるぬくもりづくりでございますが、だれもが格差を感じることなく安心して暮らせるための環境をつくるため、あらゆる差別を解消する人権尊重社会の確立、支え合う心が生きる地域福祉の充実、安心して暮らせる医療体制や社会保障の充実に取り組んでまいりました。

主なものとしましては、留守家庭児童学級の増設、産科医等確保支援事業、あるいは多目的トイレの整備などがございます。

次に、4番目の“元気”を生み出すものづくりにつきましては、競争力があって活気あふれる産業の確立を支援するための仕組みをつくるために、自然を守り育てる農林水産業の振興、競争力の高い工業の振興、未来を拓く新たな産業の振興に取り組んでまいりました。

主なものといたしましては、企業立地や港湾整備の促進、学校給食の地産地消の推進などがございます。

5番目の“元気”がにぎわう街づくりについてでございますが、商業の振興や市街地の

面的整備を通じたにぎやかな空間の創造のため、安定的な消費と人の行き交う商業・観光の振興、情報を発信し、文化の薫る中心市街地の整備、中核都市づくりに向けた都市型産業の育成に取り組んでまいりました。

主なものとしたしましては、市街地再開発事業におきまして、再開発ビル、ルルサスの建設にあわせた図書館の移設や、先ほども申し上げました市民活動支援センターの開設を行い、また、観光交流・回遊拠点施設まちの駅「うめてらす」の建設、あるいは歴史を生かした宮市・国衙地区修景整備事業など、今も取り組んでいるところでございます。

最後に、これは五つの施策の大綱ではございませんが、総合計画に掲げております「変革と参画」の理念のもとに、市民一人ひとりが主役となるまちづくりを進めていくために、住民投票条例や自治基本条例の制定、パブリックコメント制度の確立など、市民の参画と協働の仕組みづくりに取り組んできているところでございます。

また、市政の最重要課題として行財政改革に取り組ましまして、その効果額は平成21年度末で60億円を大きく超えておりまして、地方債残高も市長就任当初の約440億円から、最も減少した平成20年度末には334億円と100億円以上減少するなど、財政状況も格段に改善してきているところでございます。

以上、施策の大綱ごとに主な取り組みや事業の実施状況を述べてまいりましたが、これらの取り組みを市民の皆様が暮らしの中でどのように実感され、成果がどのように上がっているのかを把握し、新しい総合計画に反映させていくために、昨年1月に18歳以上の市民5,000人を対象にアンケート調査も実施いたしました。その結果を分析いたしますと、10年前の同様のアンケートに比べてみまして、全体的に市民の皆様が実感しておられる満足度は伸びております。これは第三次防府市総合計画に基づいた、今申し上げたような政策、取り組みが、いたずらな、いわゆる箱物行政とは違って、市民の皆様の御理解と御信頼を得た上での仕事であったからではないかと、このように私なりに思っているところでございます。

しかしながら、10年前に比べ満足度が伸びているとは申しながらも、満足度の数値そのものはまだまだ伸ばしていく余地があるのではないかと考えております。そのためにも、今後もこれまでの行財政改革をさらに加速させて、聖域なき行財政改革の断行を推進し、諸施策を着実に実施していくことが必要でありまして、私はこのたびの4期目の市長選挙に当たりまして、市議会議員定数の半減を、あえて私の最大の公約に掲げて、みずからの政治生命をかけて市民の皆様にお訴えしたところでございます。

現在、新しい総合計画の策定を進めておりますが、この計画はこれから10年間の防府市のまちづくりの方向性を示す最も重要な計画でございます。議会や各種団体、並びに市

民の皆々様の参画と協働によりまして、誇りと愛着を感じることができる、ふるさと防府の実現に向けた夢の持てる計画を策定してまいりたいと考えておりますので、議会議員の皆様のお協力をお願い申し上げる次第でございます。

先ほどちょっと触れましたが、市議会議員定数をしからば半減、13名とした基準、根拠についてのお尋ねでございました。これは今回の市長選挙において、先ほども申し上げましたように、私が市民、有権者の皆様にお訴えした私の公約でございまして、その根拠は、かねてから私は合併した他市の議員数が事実上半減していることなどから、防府市の場合、私なりの私見でございすけども、議員数は市民1万人当たり1人程度が適当であると日ごろから考えておりまして、防府市がもし合併していたら議員の数は大幅に減少したであろうことは、どなたにも容易に御理解いただけるところではないかと思っております。

私は、このたびの市長選挙に当たりまして、議員定数の半減を市民の皆様のお意思によって実現できる手段として、あえて最大の公約に掲げて、前段でも申し上げましたが、みずからの政治生命をかけて、このことをお訴えしたところでございます。

誇り高き単独市政の継続を掲げて、合併市にまさるとも劣らない防府市を築いていく。そして、満足度をさらに高めていくためにも、今後も聖域なき行財政改革を推進していく所存でありますし、何よりも市議定数半減は市民の願いであると申しても過言ではないわけでございます。議会におかれましては、ぜひとも御努力をお願いしたいと考えているところでございます。

最後に、人事案件を取り下げた理由についてのお尋ねでございました。

私は、教育委員及び監査委員に選任をお願いしようとした方は、いずれも人格、識見ともにすぐれていると認識しておりまして、また関係の法律上も問題はございませんので、議会に提案することとし、議案を発送させていただいた次第でございます。

しかし、議案発送後しばらくいたしまして、まず教育委員について、議会から、今回の選任にあっては小・中学校生の子どもがいないことは望ましくないというような御意見が出てまいったわけでございます。市では議会初日の前日になりました24日まで、職員が議会に対し問題がない旨をぎりぎりまで御説明に回ったんでございますが、なかなか御理解がいただけないことから、候補者は一般市民の方であり、御本人に御迷惑がかかるかもしれないということを考慮しまして、やむなく議案を取り下げる決断をしたわけでございます。

そのことをお伝えするために、早速その日の――したがって、6月24日の夕刻、教育部長、総務部長とともに私が市議会議長及び副議長にお目にかかったところでございます。

そして、このことをお伝えした直後、今度は監査委員について、議会の中で監査委員の独立性という点から、市の職員OBは望ましくないのではないかなどという御意見が出ているとのお話が突然ございました。市といたしましては、先ほど申し上げましたが、候補者の方は人格、識見、法律上も問題がないものの、この議案は人事案件でございますために御本人に迷惑のかからない形をとるべきではないかという最終判断をして、御本人に御説明し、今回は取り下げたものでございます。取り下げに至るまでの大まかの流れをありのままに申し上げましたので、御賢察賜りますようお願い申し上げます。

なお、ここで一つ申し上げさせていただきたいと思いますのは、監査委員の独立性が必要であることはこれはもう言うまでもございませんし、そのために将来的には外部監査の導入が必要であると言われております。

しかし、現時点においては本市では3人の監査委員を置いております。お一人は市議会から、もう一人は外部の方、そしてもう一人を市の業務に精通した職員のOBとすることで、監査の透明性が損なわれることなく、詳しい監査ができるものと考えているところでございます。3人のうち1人を市の業務に精通した人物、すなわち市の職員のOBとする場合があることについては、現時点では必要なことであるとの認識をいただき、ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、教育部長より答弁いたします。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それじゃあ自席から再質問をさせていただきます。

思いもかけない丁寧な答弁でございまして、私質問しようと思うんですが、なかなか時間が足りないかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

市長、今、大綱の1から5まで説明していただきました。それで、私が思ってもみなかったような実績が今市長の答弁の中から出てまいりました。ああ、なるほどなるほどと、私は、これはこの本に書いちゃうのと、実際まちを私が歩いてみると、どうもできてないようなことを思ってたんですが、言われてみると、ああそうだな、これもできてたな、これもできてたな、そういうふうに思った次第ですから、それはそれで置きますが、市長御自身で、100%これは達成したという面と、それから、まだまだこの面では100%達成できてなかったなあというような面があったらお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私のような者が本当に防府市で3期、今まで働き切った方が私のほかもう一方しかおられない。そういう状況で4期目を今担わしていただいております。2期、3期、4期と、まことに厳しい選挙に私はさらされてきております。そうしたまこ

とに厳しい選挙に耐えて働く、こうして今なおこの職を務めさせていただいているというのは、これはもう市民の皆様方が、まあまあよう働いているのうということで及第点をくださっているのではないかと、このように思っておりますし、選挙は選挙、いろんなことがあるわけですが、これから先のことについては、力を合わせて、私の当選を阻止せんと動かれた皆様方も心を一にして、しっかりとした市政運営をともにやっつかねばならない。私も虚心坦懐、そのように思っておりますし、私に足りないところがあれば、これからまた、新人市長のつもりで皆様方のお話をしっかり聞かせていただきながら、対応させていただきたいと思っております。及第点も、足りないところも含めまして答弁をさせていただきましたので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） この総合計画についてはまだまだたくさん再質問を用意していたんですが、時間がないので終わりたいと思っておりますが、防府の活力を維持、向上させていくためには、よほどの行政の努力が必要であろうというふうに思います。それにはまず、いつも言われることですが、交流人口の増、これは観光施設等が重要になると思いますが、そういう交流人口の増、それと定住人口の増、事業所、企業等の誘致対策、これがまた重要になろうと思っております。私はいつも質問で言わせてもらっておりますけれども、こういう事業所の誘致あるいは観光による交流人口の増、これに力を入れていってほしいと思っておりますし、今後、来春には第四次の総合計画ができていくわけですが、市民に夢があり、そしてかつ実行できる具体的な、防府のまちをこうしたいんだ、これで防府のまちを引っ張っていくんだというような戦略を示されたような第四次総合計画、グランドデザインを策定していただきたいという要望をいたしまして、この項は終わります。

そして、先ほど市長がおっしゃいました議案の撤回、取り下げでございますけれども、これは議会からの指摘があつてからのことであろうと思っておりますけれども、市長は先ほど答弁の中で、合法であると提案したと、問題ないというふうな答弁をなさいました。それで問題がないのであれば、それは人事案件である、人格にかかわる、プライバシーがある、そういうことを私、言っておるんじゃない。人が悪いんでなくて、その適用する制度がいいのか悪いのかということですが、やはり取り下げるのであれば、私ども議会側に説明をしてほしかったということ、これも要望にとどめておきます。この項についてもたくさん質問項目を用意しておつたんですが、時間がないので終わらせてもらいますが、今後、こういうことのないように注意をしてほしいと思っております。

以上で大きい1点目、終わります。

○市長（松浦 正人君） ちょっと、いいですか。

○副議長（松村 学君） 質問が終わりましたが、市長、答弁求めています、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、市長。

○市長（松浦 正人君） 議長さん、副議長さんに私がお目にかかって、そして御説明を申し上げて、それからなおかつ、またさらに、議員の皆様方お一人おひとりに面談をして御説明をしなくてはならないわけでございますか。今おっしゃったお言葉の中で、よく説明をしろと、こういうお話でございましたので、あえて聞かさせていただきます。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 私は事前にこの質問を出しました。そして、執行部からも説明を、こういう経緯で説明がありました。それで、議会のほうに説明をしたということでございますので、私、議長にどういうやり取りがあったのか、どういうことなのかということを知りたいわけですが、指摘をしたということでございます。議長のほうですね。それで、取り下げの判断は執行部のほうでなされた、ということでございますので、私、その、ちょっとまた時間がなくなるんですが、当日私どもの会派で朝、話をしよう、この扱いについて話をしようというときに、もう取り下げになったからということとその朝9時半前ですか、議運が9時から開かれたんでしょうか。その後に帰ってこられた、私のほうの会派の議運委員から聞いたわけでございます。そういうことで、私には説明なかったということでございますので、今後はそういうことのないようにしてもらいたい。みんな、ここにいらっしゃる方は紳士淑女の方々ばかりだと思いますので、声を出されなかったと思いますけれども、やはり説明はしてほしいなというふうに私は思うんです。

○副議長（松村 学君） いいですか、以上で。

○8番（重川 恭年君） はい。――それと、ちょっと待ってください。議員定数のこともございました。これは特別委員会で今後十分に協議されることだと思いますので、私はここでは言いませんけれども、市長の言葉と若干違うんですが、私は民主主義という観点を考えなければ議員定数は少ないほうが住民は喜ばれるというふうに思います。けれども、今の民主主義というものが成り立った経緯等を考えれば、一人二人じゃあいけない。市長の思いということでこれは聞いておきます。この件についてもたくさん質問項目を用意しておりましたが、これはこれで置いておきます。

以上で終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、文化行政の振興対策について、答弁を求めます。教育

部長。

○教育部長（山邊 勇君） 本市の文化行政の振興対策についての御質問にお答えいたします。

本市の文化行政につきましては、第三次防府市総合計画に掲げている基本方針に基づき、諸施策を展開しているところです。文化芸術の振興は市民一人ひとりの感性や想像力を育むことに加えて、文化芸術活動を通じて、新たな需要や付加価値を生み出すなど、地域経済の発展に寄与することも目的としております。

郷土にゆかりのある著名な文化人を広く顕彰し、全国に発信することで、観光面や地域産業の活性化に資するべきとの議員の御指摘は、教育委員会といたしましても重要なことと考えております。

本市におきましても文化面では大村能章や山頭火をはじめ、詩人の上田敏雄、英仏文学翻訳家の若月紫蘭、写真家の福田勝治など、全国的にも著名な人物を多く輩出しております。これらの文化人につきましては、個人による熱心な研究に加え、市民の有志により結成された顕彰会等が活発な活動をされており、教育委員会といたしましては、これらの活動に対し感謝するとともに、支援を行ってきたところでございます。

議員御質問の大村能章の遺品につきましては、平成2年、防府市公会堂の前庭に胸像が建てられたのを機に、大村家からの御厚意により御寄贈いただきましたので、防府市公会堂に「能章記念展示室」を設置し、展示させていただいております。

平成10年に開館した防府市地域交流センターには「大村能章の部屋」を設置して、防府市公会堂の展示品を移し、同年に再度寄贈された遺品とあわせて、来館者の皆様に公開させていただくとともに、一部は館内において保管しております。

平成4年に設立されました「大村能章顕彰会」の皆様におかれましては、「二輪のさくら祭り」「能章まつり」の開催、会報、「能章だより」の発行などの活発な活動に加え、市が保管している遺品についての調査・研究を進めてこられました。

このたび、その御尽力の賜物として8,000数百点に及ぶ遺品の収蔵目録を「大村能章記念館 大村能章先生遺品収蔵目録」として発刊され、市と教育委員会にも御寄贈いただきましたので、大切に保管し、これからも有効に活用していきたいと考えております。

次に、山頭火に係る顕彰活動につきましては、同じく防府市地域交流センターに「山頭火の部屋」を設置し、山頭火関連の展示品を来館者の皆様に公開しております。

「山頭火ふるさと会」の皆様におかれましては、山頭火冊子の発刊、山頭火新聞の発行をされるとともに、「山頭火全国自由律俳句大会」を開催され、今年で第31回を迎えられました。この大会には市と教育委員会が後援団体として、些少ではございますが市長賞

や教育長賞の御用意をさせていただいております。

また、本年1月には（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会により、山頭火顕彰の拠点視察としての山頭火ふるさと館の設置について、その目的、基本理念や資料収集、設置場所の考え方などが基本構想報告書と示されましたので、市長部局と協議の上、建設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

防府市教育委員会といたしましては、大村能章や山頭火を通して、本市の認知度の向上と市民の文化意識の高揚に貢献しておられます両団体の活動に感謝いたしますとともに、引き続き市民や両団体をはじめとする、文化団体の自主的な活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、回答をいただきました。それで、るる私が壇上で申し上げました大村能章と山頭火の部屋のあるお二方、能章、それから山頭火のことについての今、御説明がございましたが、この顕彰について、今、教育部長からお答えがありました。両団体に感謝する、そういうお言葉がございましたけれども、それから、能章については資料を展示しておく。山頭火についても展示しておく。それ以上の領域は全然出てないじゃないですか。ちょっとお答えください。どういうふうなかかわりを持っているものか。ただあそこへ展示してあるだけじゃないですか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほどもお答え申しましたように、両団体の活動に本当に感謝しておるところでございます。

市といたしましては、その場所といいますか、アスピラートに大村能章の部屋や山頭火の部屋を用意しているところでございます。

また、山頭火につきましては、先ほど御答弁でも申し上げましたとおり、検討協議会によりまして、その設置につきましての基本構想報告書が提出されましたので、これをしっかり読みまして、建設に向けて準備に入りたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 文化に力を入れてる。よその市との比較というのは、私は余り好きではないんですけども、今、県内には13市あるわけですね、防府市を含めて。それで、例えば隣の市は文化政策課、あるいはよそは市民文化課、あるいは文化振興課、一つは文化スポーツ課というのもありますね。そういうことで、配置人員も私は私なりに、

電話ではございますけれども各市に電話をしまして、そこに配置されている総人員、そして文化・芸術にかかわっている人がどのぐらいおるのか、その内容、どういう仕事をしておるのか、そういうことを私は私なりに今ここに調べておりますけれども、防府市はそういうことにかかわる人、これは生涯学習に兼務で課長補佐が1人という状況でございます。そういう実態も踏まえて、もうちょっとソフト面でかかわりも持ってもらいたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 議員御指摘のとおり生涯学習課、それで担当補佐が業務を担当してるわけでございます。先ほどの文化振興財団につきましては指定管理者として管理をお願いしてるところでございますが、指定管理者の選定に当たりましては協定書というのをつくっておきまして、私ども市が考えているこのような運営をしていく、このような振興をしていくということを協定書の中にしっかり書いてやっていってるわけでございます。そういうわけで市としての仕事、丸投げというんではなしに、市の戦略に基づいた、協定書に基づいて文化振興財団の人に管理をしてもらっているという実情でございます。

○副議長（松村 学君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） また時間がまいりましたんで、ちょっと私の知ってることを披瀝してみたいと思います。

山口市は、中也記念賞というか中也賞というか、これを相当な予算をかけて募集しております。それは行政がやっております。

それから、周南も林忠彦賞ですか、それでことしも、この忠彦賞の予算を聞かれたら目ん玉が飛び出るほど驚かれるんで予算額は言いません。それでことしは周南市、まどみちお周南賞というのをことしから設けられました。それも予算を聞かれたらびっくりされます。ことしからですよ。まどみちお周南賞です。これは周南市というのが全国に知られてないと、だからまどみちおという人を顕彰してやっていくんだと。これも行政がかかわっていらっしゃいます。

それから、柳井は、国木田独歩の詩を募集するというのは、これは公民館がかかわっていらっしゃるようですが、ほかの市もあります。山陽小野田もあります。そういうふうにするべからく行政がかかわってやっていらっしゃる。

それから、これはきのうかおとといの新聞ですが、久留米で坂本繁二郎の記念館ができた。これは久留米市が3億7,000万円の予算、もちろん国、県の予算も入っておりますが、どうしてかというて電話で聞いたら、今度は久留米に九州新幹線がとまるから、それで久留米をしっかりPRしたい。文化の、あそこはブリヂストンという企業があつて、

文化にすごく力を入れていらっしゃる。それもあわせて市も力を入れたい。こういうことでございましたし、最近では――これは新聞の記事ですよ。私、ここ……。

○副議長（松村 学君） 重川議員、時間のほうがそろそろ来てます。よろしく願います。

○8番（重川 恭年君） そうですか。はい。それじゃあよその事例は終わります。以上で私の質問、終わらせていただきます。

○副議長（松村 学君） 以上で8番、重川議員の質問を終わります。ここで13時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、6番、中林議員。

〔6番 中林 堅造君 登壇〕（拍手）

○6番（中林 堅造君） 私は、このたびの市議会議員補欠選挙において議席をいただきました中林堅造でございます。平成会に所属をいたしました。お渡ししていたものより若干長くなるかと思いますが、御清聴のほど、よろしくお願い申し上げます。

松浦市長におかれましては、防府市政初めての、前人未到の4期連続の当選を果たされました。市長は所信表明でもって「1期目の新人市長の覚悟で働きます」と選挙を振り返って述べられました。3期12年、一貫して行財政改革を実行してこられました。今回の市長選挙において、市長はその市長の職をかけて次のような公約でもって戦われました。すなわち単独市政を貫く、そして市議会議員の定数半減という公約でございました。市民の立場、市民の目線でもって考えてみれば当然のこととして正しい判断が下されたと思います。実はこの二つの公約は関連があり、確固たる財源の確保という点で、この防府市の20年あるいは30年先をも見据えたすばらしい公約であったわけでございます。確固たる財源確保、このことが相手候補とはっきりと違っていた点だと思っております。相手候補の旧態依然としたその戦い方をしっかりと見極め、確かな見識を持った市民の方々の民意の勝利といっても差し支えないと思います。私事で恐縮ではありますが、私も失礼ながら同じ公約でもって市議会議員補欠選挙を戦わせてもらいました。1万7,320票という尊い、そして身に余る票を出していただきました。1万7,320人という方々が単独市政を貫いてほしい、市議会議員の定数を半分にしてほしいと、市長と同じように私にも判断をしてくださいました。松浦市長は、所信表明において、市議会議員定数の半減こそ

が防府市が断行しなくてはならない重要な政治判断、そして日本国じゅうが防府市のこの6月議会、その議会の判断を注視していると述べておられます。

先日、東京で開催されていた全国市長会議においても、今回のこの市長選挙が大きな話題になったと聞いております。一般質問の初日最後に登壇された藤本議員の市議定数についての御意見は、振り返ってみますと、なるほどそうか、わかりやすく、しかも説得力のある、議会が一瞬静まり返るすばらしいものでございました。

私は、選挙を実際に戦った者として次のように思っております。前回の平成20年11月の一般選挙において30人の方々が立候補しておられます。そのうち市議会議員定数削減を公約に上げられた方は3人、残りの方々は一切触れていらっしゃいませんでした。選挙公報で確認させていただきましたが、多分、議員定数が30人から27人に削減されたばかりの選挙だったからでしょう。市議会議員の定数を20人、あるいは20人以下という公約で立候補なさった二人の方々は残念ながら落選されました。残りの一人の方だけが当選していらっしゃったわけでございます。もう一度言いますが、議員削減がされたばかりの選挙とはいえ、市民の思い、すなわち民意は、多分、削減に向かい初めていたと思われれます。

改めて考えてみます。市民が下された今回の市長選挙並びに市議会議員補欠選挙の結果を見ますと、たった1年と半年という短い間に民意はまさに大きく変わっていたのではないのでしょうか。失礼な言い回しかもしれませんが、私に託された1万7,320人というこの数は、これは先輩議員さん方の10人あるいは11人の票に匹敵するものだと言えます。今回の議員定数半減という公約を、選挙前に余計なお節介だと思われていた方々もいらっしゃったかもしれません。市民の多くは次のように願っていらっしゃると思います。議会みずからが変わっていただきたい。議員さんのお一人おひとりが市議会議員の定数半減を真剣に考え、思いをめぐらしていただきたい。私はこの壇上においても一度あえて発言させていただきたい。市民の皆様はこの思い、この願い、民意の流れはもはや後戻りはしない。

さて、議会は、今回のこの議案を特別委員会に判断を任せました。7月8日に1回目の特別委員会が開かれます。この委員会に出席して議論をなさる議員さんには次なることを申し添えたいと思います。1年半の間に防府市の民意は大きく変わったと先ほど申し上げました。それぞれの皆様方の後援会の支持者に御自分の考えをしっかりと伝え、支持者の方々の意見を集約をしていただいて委員会へ臨んでいただきたいと思います。私はこの議案の行方は、防府市だけでなく全国の人たちが見守っていると思います。すべての議員も、腹を据えて、この議案の行方を見守らなければいけないと思います。

新人議員の身でありながら分をわきまえない数々の発言はお許しをいただきたいと思えます。長々とお聞きいただきありがとうございます。

ここで、松浦市長にお聞きいたします。私の思いを含めて、前人未到の4期目を迎えられるの思いと、市民からの指示をどう受けとめられたかを、いま一度お聞かせください。

私は、私自身の議員としての仕事を教育と観光と位置づけております。

そこで今回の2点目、教育についてお伺いします。防府市の義務教育期間における倫理、道徳教育について、次の観点から考えてみたいと思います。

「三つ子の魂百まで」「鉄は熱いうちに鍛えよ」この二つの慣用句は、時がいかにも移っても変わることのない乳幼児期の子どもを育てる金科玉条の中に入ると思っております。家庭教育の大事さが伝わってまいります。日本にとって、山口県にとって、防府市にとって大切な子どもたちを家庭で、学校で、地域で、みんなで守り育てる、当たり前のことだと思っております。

さて、2011年には山口国体がやってまいります。私は大変いいチャンスだと思っております。国を愛する心を養うためにはまず君が代です。周りを気にせずに子どもたちがしっかり声を出して歌えること。また、卒業した学校を愛する心を育むためにはその学校の校歌を大きい声でしっかり歌う。山口県を愛する心を育てるためには、心を一つにするためにつくられた山口県民の歌があります。皆さんは歌詞カードがあれば歌えますでしょうか。そして、防府市を愛する心を育てる。心を一つにできる歌、すなわち防府市民の歌がございます。この防府市民の歌、山口県民の歌が義務教育期間である小学校、中学校で子どもたちが歌えるように、そしてまた、我々大人も歌える機会をつくっていただければ幸いです。防府市の子どもたちのために、山口県のどの市、あるいは町よりも早く取り組んでいただきたいと思っております。

昭和38年、1回目の山口国体があり、次の年、昭和39年には東京オリンピックがあったのは御承知のとおりです。当時、学校ではその2つの曲、あるいは君が代も含めて徹底的に教えてもらいました。これら2つの曲、知ってらっしゃる方はだれでもいい曲だとおっしゃいます。私は昭和27年生まれですが、その2年前後の方たちはこの防府市民の歌、大体歌えると思います。どうでしょうか。市民の皆様はどれだけの方が歌えるでしょうか。ふるさと防府を愛し、子々孫々まで防府の名を残す。そういう気概を持つ子どもたちを育てる、そのいいチャンスだと思うわけでございます。

教育委員会からいただきました平成22年版の防府の教育概要の表紙の見開きの第1ページに防府市民の歌を載せていらっしゃいます。楽譜も含めて載せてあります。多分、

これまでもずっと載せてこられたと思います。家庭教育が大変難しくなっている今日です。防府市民の歌、山口県民の歌を大人も子どもも心をついでできる取り組みとして、防府市がより元気になる取り組みとして考えていただけたらと思う次第です。市としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

次、最後の3番目の質問でございます、国庁跡の活用について。

今回は、観光としてでなく市民の貴重な財産である遺跡としてお聞きいたします。周防の国府として、大化の改新以来連綿と栄えて、今日まで1365年、あの奈良の平城京よりも65年も前のことであるわけです。私は、あの台形のまま公園として利用されていると思うと大変もったいなく、また残念でなりません。市民の中で遺跡としてごらんになった方、そして、それを記憶に残していらっしゃる方、何人いらっしゃるでしょうか。私は、大げさではありませんが、皆無と言ってもいいのではないかと思うわけであります。聞くところによりますと、今年度、平成22年度からその政庁跡をいま一度掘り起こす予定になっておるとお聞きいたしました。大変タイミングよく嬉しく思っております。政庁の館がどこにあったのか、その位置についてもぜひ確定していただくよう頑張っていたいただきたく、応援もしたいと思っております。これは大変長い時間のかかることであろうことは予測できるわけでございますが、経過報告、あるいは折々公開していただくことを要望しておきます。市としてのこれからの取り組みあるいは予定をお聞かせくださいませ。

以上で壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松村 学君） 6番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは4期目の行政運営についての御質問にお答えをいたします。

私は、このたびの市長選挙で、これまでの3期12年にプラス4年の4期目の市長ではなく、1期目の新人市長の覚悟で働きますと市民の皆様にお訴えをし、当選をさせていただきました。振り返れば、平成10年に市政を預らせていただいて以来、一日一日が任期と肝に銘じての3期12年間を働かせていただきました。ここに改めて、市民の皆様にご感謝を申し上げる次第でございます。

また、選挙戦を通しまして、これまでの議員の御発言は、同じ公約を掲げ、このたびの市長選挙に臨み、市政運営の負託をいただいた私にとりまして、改めて市民の皆様からの激励と受けとめ、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

さて、市長4期目を迎えた私の思いと市民からの指示をどう受けとめているかのお尋ねでございますが、私はこれまで市政の最重要課題として行財政改革に取り組んでまいり

ました。その効果額は平成21年度末で60億円を大きく超えておりまして、地方債残高は市長就任当初の約440億円から、最も減少した平成20年度末においては334億円と、100億円以上減少するなど、本市の財政状況は格段によくなってきたと自負いたしております。また、午前中の重川議員の御質問で詳しく述べさせていただく機会を得ましたが、数々の仕事もあわせ、させていただいてきたところでございます。

しかしながら、旧態依然とした考え方では、これからの厳しい時代を乗り越えていくことはできず、今後も市民の皆様へ、合併しなくてよかったと思っただけのような誇り高き単独市政を貫いていくには、さらなる行財政改革、いわば聖域なき行財政改革を断行する必要があります。私は市議会議員定数の半減こそ、今、防府市が断行しなくてはならない重要な政治判断であると考え、このたびの市長選挙におきまして、政治生命をかけてこのことを強くお訴えしてきたところでございます。このことは議員におかれましても全く同様のお気持ちで、市民にお訴えになり、選挙で御当選になられたと考えております。

市民の皆様におかれましてはこの点を御理解いただき、私どもに思う存分働いてこいと御負託をいただいたと理解いたしております。そして、このような市民の皆様への御意思と御期待を思うとき、改めてこれからの4年間を、12年前の新人市長であったときと同じ気持ちで、初心を忘れることなく、ふるさと防府の発展のため、市民の皆様のために一生懸命働く覚悟でございます。

今後の市政運営を考えますと、これから人口が減少し、少子高齢化が進み、財政状況が厳しくなる中、地方自治体には自己決定と自己責任による自治体運営が求められ、地域間競争がますます激しくなることが予測されます。

こうした中で、これからも市民の御負託におこたえするためには、これまでの行財政改革をさらに加速させた聖域なき行財政改革を断行することが必要であり、そのためにはこのたびの市長選挙におきまして、市民の皆様方に私の政治生命をかけてお訴え、御支持いただいた、議員定数半減をぜひとも実現しなければならないところであります。

それによって生じた財源を福祉、教育、市民生活環境の整備などに重点的に配分することによりまして、市民の皆様へ、学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府と思っただけのような「ふるさと防府」をつくっていくことができるのではないかと考えているところでございます。

私は市民の皆様がその期待を込めて見守っていらっしゃるものと考えておりますので、議員の皆様方の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

残余の御質問につきましては、教育長、教育部長より答弁いたします。

○副議長（松村 学君） 中林議員。

○6番（中林 堅造君） ありがとうございます。以上でございます。

○副議長（松村 学君） 次に、教育について、答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） 義務教育期間における倫理、道德教育のあり方と、防府市民の歌についての御質問にお答えします。

防府市教育委員会では、児童・生徒に豊かな人間性を育む心の教育を推進するために、道德教育の充実に取り組んでおります。中でも郷土を大切にすることを育むことについては、従来よりその重要性を認識しており、ことしの3月には、防府市ゆかりの人物、文化等を扱った「地域素材を生かした道德教育の資料集」を作成し、各学校に配布いたしました。この資料を通して、郷土に触れ、郷土のよさを知り、児童・生徒に郷土を愛する心を育む道德教育が一層推進されております。

議員御質問の「防府市民の歌」の徹底についてですが、この歌は昭和38年に、さらに伸びゆくまちをつくることを念願する「防府市民の誓い」とともに制定されたものでございます。

現在、防府市教育委員会では、毎年8月に、市内の教職員、保護者を含む市民約1,600人が参加する「防府市教育のつどい」において、防府市少年少女合唱団の御協力のもと、参加者全員で歌う機会を設けております。

さらに、児童・生徒に、自分の住む市を大切にすることを育むために、この歌を現在改定中の防府市小学校社会科副読本「のびゆく防府」に掲載し、児童・生徒が義務教育期間中に必ず触れることのできるように準備を進めております。加えて市制施行75周年に向け、児童・生徒が「防府市民の歌」が歌えるように各校へCDを配布することも考えておりません。

また、「山口県民の歌」につきましても、来年、2回目の山口国体が開催されることに伴い、これを契機に「防府市民の歌」とあわせて児童・生徒がなれ親しむことができるようにしていきたいと考えております。

防府市教育委員会としましては、今後も郷土を愛する心を育む道德教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 次に、国庁跡の活用について、答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 国庁跡の活用についての御質問にお答えいたします。

史跡周防国衙跡は、国府跡としては全国で最も早く、昭和12年に国の史跡に指定されました。昭和36年から4カ年にわたり地下遺構の確認、保存を目的とした発掘調査を含む総合学術調査を行い、その成果をもとに国府の中心である政庁のあった地点については

昭和42年から公有地化整備事業を進め、昭和63年に史跡公園として完成いたしました。

整備は地下遺構保存のため盛り土を行い、史跡の景観を保全するための植栽を周囲にめぐらし、直線的な園路を設けるなど、環境整備を主としたものでございます。地下遺構の状況につきましては、昭和36年当時の発掘では調査面積が少なく、政庁の建物など詳しい遺跡の状況は明らかになっておりませんでした。

そこで、今年度から政庁の建物のあった場所の確定を目指し、3カ年計画で史跡公園中の発掘調査を開始する予定としており、その成果をもとに、さらに政庁の建物遺構の検出を目指した発掘調査を継続してまいります。

将来、政庁の遺構が明らかになれば、発掘調査の成果に基づいた地上における復元的整備ができればと考えております。御質問のとおり、国府に関することの周知は大変重要なことと考えておりますので、このたびの政庁部分の発掘調査再開に当たり、調査現場での現地説明会や文化財郷土資料館での企画展、調査結果の速報展、講演会、説明会などを行う予定としております。

今後も引き続き、防府の地名の由来であり、本市にとってかけがえのない歴史遺産である周防国府、国衙跡について、市民の皆様方に広く知っていただくとともに、特に次代を担う児童・生徒や若い方々に継承してもらいたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 再質問、よろしいですか。はい。

以上で6番、中林議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。本日最後の一般質問でございます。どうか執行部におかれましては誠意ある御回答、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

第1点は、中小企業の振興について、まず、中小企業振興条例の改定についてお尋ねをいたします。

一昨年秋のリーマンショック後の急激な景気の悪化から20カ月以上が経過をいたしましたけれども、多くの中小企業は景気回復にはほど遠く、厳しい経営状況が続いております。

こうした中、先月、政府は、中小企業憲章を閣議決定をいたしました。その前文では、国の総力を挙げて、困っている中小企業を支え、どんな問題も中小企業の立場で考えてい

くと述べています。そして、基本理念では、中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する力であるとして、また、中小企業は社会主役であると、その役割を評価をいたしております。

今回、中小企業を重視する立場から憲章制定がなされたことは、これらの経営者や自営業者の方々の粘り強い取り組みの結果でありまして、今後、実効ある中小企業対策への転換が求められます。

こうした中、全国の自治体の中には国の中小企業憲章制定に先行いたしまして、同様の趣旨に基づく中小企業振興条例をつくっていくことが進んできております。従来型の施策を転換をして、地域にしっかりと軸足を置いた振興策、自治体が地域経済の活性化のかぎとして中小企業をしっかりと位置づけ、地域独自の振興策を実現するなど、成果を上げております。

全国に先駆けて1979年に振興条例を制定をいたしました東京都墨田区では、制定の前年、区の職員が区内の事業所の実態調査を行いまして、商工部以外にも中小企業支援の取り組みが広がっております。区内の産業振興をやるということは、すなわち区民の生活に直結するという、こういう理念のもと、区の職員、学識経験者、工業者、商業者などからなる産業振興会議を立ち上げまして、さまざまな取り組みが行われております。例えばまちの各所にある小さな博物館、工房ショップで地域の魅力を打ち出し、マイスター制度ですぐれた物づくり技術を継承、さらに観光振興へとつなげる努力はされております。

防府市では1975年、昭和50年ですが、防府市中小企業振興条例が制定をされております。その目的は、本市中小企業の機能と構造の近代化を促進するため、中小企業者などの自主的な努力に対し、必要な助成を行い、その育成、振興を図るとされております。主に助成金や融資を中心とした内容となっております。

こうした中身から一歩進めて、憲章の理念に沿って、商工業のまち防府市の活性化のかぎとして、中小企業政策の基本理念を定めていく必要があるのではないのでしょうか。この点でどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2点目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてお尋ねをいたします。

この問題につきましては、昨年12月議会、3月議会と、木村議員が一般質問を行い、また商工会議所からの御要望、あるいは今議会では建設山口から1万人の署名を添えて同制度の創設を求める請願が市議会に提出をされております。既に全国商工団体連合会の調査では、3月31日現在で30都道府県154自治体で実施をされておりました、昨年5月の調査から1.8倍に増え、今、さらに広がる勢いでございます。

ことし4月からスタートいたしました岩手県宮古市では20万円以上の住宅リフォーム

に対し10万円を補助する制度を創設、対象は市内の集合住宅を含む居住用住宅のリフォームで、CO<sub>2</sub>の削減、あるいは生活への支障改善、水洗化や災害対策、住宅の長寿命化を目的としたものとなっております。

この制度がスタートし、当初500件、5,000万円の予算が組まれたようでございますけれども、この予定がわずか2週間で431件の申請が出され、急遽500件を追加、さらにこの6月議会で1,500件の追加がされたそうであります。報道によりますと、市では業者のニーズと市民のニーズを結ぶこと、制度の使いやすさ、お金の地域内循環を図ることに苦心をされたということでございます。

何よりもこの制度の特徴は、住宅リフォームを通じて、建設分野以外にも経済波及効果があり、助成額を大幅に超える波及効果を生んでいるということです。地元中小企業や市民がまさに元気になる施策でございます。3月議会の市長答弁では、「必要とはしてないということは全く考えてはおりませんので、バランスを考えながらやっていくという方向である」というふうに答弁がされております。市民の期待が極めて大きい住宅リフォーム助成制度の創設にぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えますが、いかがでございましょうか。長い検討期間がございましたので、前向きの御答弁がいただけるものと信じておりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

3点目は、市が発注する公共工事や業務委託に従事する労働者の適正な賃金を確保することを目的とした公契約条例の制定についてでございます。今、全国的に公契約法や公契約条例の制定を求める声が高まっております。防府市議会でも平成18年6月定例会で公契約法の制定を推進することを国に強く要望する内容の意見書を採択をいたしました。全県総連の調査では、公契約法などを求める意見書を採択をした地方議会は42都道府県の何と822議会に上っております。この背景を考えますと、官製ワーキングプアと呼ばれる深刻な事態の広がりがございます。公務職場に働く非正規労働者も、公共工事、公共サービスを受注した企業で働く者も、低賃金に苦しみ、住民の税金を使った事業が働く貧困層を生み出すというような、異常な事態が生じているからでございます。

こうした中、昨年9月、千葉県野田市では公契約条例が制定をされまして、ことし2月から施行されております。条例の前文では、「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であると指摘しつつ、その目的として、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現」というふうに目的に書いてございます。我が市においても、こうした公契約条例制定の検討ができないかお尋ねをいたします。

大きな2点目でございますけれども、障害者福祉施策について、障害者自立支援法改正に伴う影響についてお尋ねをいたします。

御承知のように、障害者自立支援法は2006年4月から実施をされましたけれども、原則1割の応益負担が導入されまして、大幅な利用者負担増と相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、施設では、その経営を大もとから揺るがす報酬の激減など、さまざまな問題点が噴出をいたしました。

そして、福岡では、将来の生活を苦しめた親子の無理心中事件も起きまして、関係者に大変な衝撃を与えました。世界でも例を見ないような自立支援どころか応益負担の導入により、自立破壊の状況を生み出しました。

障害者自立支援法違憲訴訟が全国14地域で行われましたが、その原告の方が次のように語っておられます。「応益負担制度とは、福祉サービスを使った分だけ原則1割負担する仕組みですから、多くの支援を必要とする重度障害者ほど負担が大きくなります。障害者にとっての福祉サービスとはトイレやお風呂に入ること、働くことや社会に参加するためなど、障害のない人と同じように日常生活するために必要なものであり、福祉サービス利用に負担を求めることは、すなわち生きることすべてにお金を払え、サービスを買えと言われていることと同じです」このように述べておられます。

こうした中、防府市では、平成19年度から、通所授産施設で活動を行っている者への利用者負担軽減として利用料を市が負担することといたしました。その理由は、自宅から会社に通勤し、給料を受け取っている者が会社に施設利用料を支払うことは通常考えられないことであるが、授産施設に通所している者は定率負担を支払って授産活動を行っている。

平成17年度で見ますと、通所施設利用者の工賃1人当たりの平均額と自立支援法施行による利用者負担平均額はほぼ同額となっており、働き損の状態であるとしています。その結果、障害者の方々の労働意欲の低下、また、障害者の自立を妨げる原因にもなり、生活にも影響。一方、施設のほうも利用控えも懸念される事態であり、運営に支障来す。こういう問題点があるということが指摘をされました。当然のことながら、この市の軽減措置は障害者の方々や関係者に大変喜ばれました。

そうした中、今年度から、国は、市民税非課税世帯の障害者の方を対象に、福祉サービス、補装具にかかわる利用者負担を無料にする措置をとりました。その結果、市は本年度の施政方針で、本助成制度の役割を終えるとして、この独自策を廃止をいたしました。確かに、考えてみますと利用者の多くが国の施策の対象となりますが、わずかな課税でも、また本人は非課税でも家族が課税がされていれば世帯扱いですので、1割の利用料を払わ

なければなりません。工賃と同じぐらいの利用料を払い、労働意欲の低下につながるという問題点は解決はしておらず、市の助成制度の役割は終わっていないのではないかと私は考えます。市においては、障害者の方々の状況から再考していただき、国の制度の対象とならない方に対して、これまでどおり利用者負担の軽減を果たしていただきたいと要望いたしますが、御見解をお尋ねをいたします。

以上、大きく2点にわたりまして質問をさせていただきました。執行部におかれましては誠意ある御回答、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（松村 学君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、中小企業の振興についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の中小企業振興条例は、本市中小企業の育成、振興を図ることを目的に、市内中小企業の機能と構造の近代化を促進するため、中小企業者等の自主的な努力に対し、必要な助成を行うものとしておりますが、小規模企業経営指導に対する助成及び振興資金融通の円滑化が主なものとなっております。

今後の中小企業の振興は、市内の中小企業のみずからの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を国、その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が連携のもと、一体となって推進していくことが重要だと考えております。そのためにも市の産業の基本方針と市、経済関係団体、事業者及び市民の責務を定めるような新たな条例制定も含め、調査・研究してまいりたいと存じます。

次に、住宅リフォーム制度の創設についての御質問にお答えいたします。

現在、本市では、同様の助成制度として、介護を必要とされる方に対する住宅改修に要する助成を行っておりまして、一定の効果が上がっているものと考えております。また、住宅の耐震改修の助成制度も創設しておりますので、市といたしましては、引き続きこれらの助成制度の活用について普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

議員御提案のこの助成制度につきましては、商工会議所からも地域経済の浮揚策の一環として、住宅リフォーム振興助成金の創設についての御要望がございます。そのとき先進事例として示されました静岡県伊東市では、平成13年に住宅リフォーム振興助成金制度を創設され、管内の多くの業者が施工にかかわっているとのことでございました。この事例は、商工会議所が実施する事業であり、伊東市は商工会議所に助成しているものであるとのことでございました。

また、県内の自治体では山陽小野田市が「自己の居住の用に供する既存住宅の改修工事」を助成対象として昨年度試行実施しておられまして、補助金交付の申請件数が

308件、額にして2,100万円と聞いております。

この助成制度につきましては、中小企業の景気対策や雇用の確保の面から波及効果があると認識しておりますので、住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、先ほど申し上げました本市の助成制度との兼ね合いも考慮し、平成23年度からの実施を視野に入れ調査・検討してまいりたいと存じます。

次に、公契約条例の制定についてのお尋ねでございましたが、御質問の中にごございましたように、本市を含め全国の700を超える地方自治体の議会が公契約法制定などについての国に対する意見書を採択する中で、昨年9月には、千葉県野田市において公契約条例が制定され、本年2月から施行されております。

野田市においては公契約の対象となる労働者の賃金水準を確保するために、公契約法の必要性を国に対して働きかけるための先駆的な条例として制定されたと聞いております。

議員御指摘の公共工事における労働者の低賃金対策として、本市では低賃金の原因となります低入札を抑制し、適正価格での受注を促すような制度を導入し、労働者の適正な労働条件の確保にも留意しているところでございます。

公契約そのものにつきましては、公共工事の品質確保と労働者の労働条件の改善につながるものでありまして、注目しているところでございますが、これを条例で制定することにつきましては、最低賃金法との関係など法的な解釈も含め、全国的には賛否両論の状況でございます。

本市における公契約の条例制定につきましては、本市がこれまで県の入札・契約制度に準拠してきた経緯もございますので、今後、国の法制定の動向、あるいは県あるいは他市の動向を注視しながら、調査・研究してまいりたいと考えますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、障害者自立支援法改正に伴う影響についての御質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の施行により障害者福祉サービス利用者負担が必要になったことに伴い、本市独自の施策として、平成19年度から3年間、通所授産施設利用者自己負担額助成事業を行ってまいってきたところでございます。平成21年度は207人の方に利用料の助成を行い、障害のある方の働く意欲を支え、生きがいを持って暮らす社会づくりに貢献することができたものと認識いたしております。

本年4月に障害者自立支援法に係る利用者負担の軽減が行われ、市町村民税非課税世帯の方はすべて、利用者負担が無料とされました。これにより平成21年度末をもって本事業は役割を終えたとして制度を廃止したところでございます。

御質問の利用料を負担しておられる方の人数でございしますが、御本人の所得もしくは配

偶者の所得により、課税世帯として利用者負担が課せられている方は15名程度でございます。

国は、障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとしておりますが、市といたしましては、授産施設は働く場として、障害者のある方すべてが無料で利用することかできる制度とされるよう、市長会を通して国に要望してまいります。

また、本年度廃止いたしました通所授産施設利用者自己負担額助成事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、15名程度の方が利用料を負担しておられる事実もありまして、また今後対象となる方が増えることも考えられますので、制度の復活についても検討させていただきたいと存じます。

以上、御答弁させていただきました。

○副議長（松村 学君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

非常に前向きな御回答もいただきました部分もございます。私の要望なり、それからまた再質問を若干させていただきたいと思っております。

まず、中小企業の振興についてでございますけれども、今、市内の中小企業の方々のお話を聞きますと、仕事がないねというのがあいさつのように交わされております。赤字覚悟で仕事を受けなければならない。あるいは経営不振が続いて、生活が追い詰められている等々、本当に厳しい状況が続いております。

私は、すぐれた技術と実績を持ち、しかも地元扎根して、地域のことは隅々まで知り尽くして事業活動をする市内の中小企業は、本来防府の地域経済を支える宝だと言っても過言ではないと思っております。

しかし、この中小業者が極めて厳しい深刻な状況に追い込まれている。元気を取り戻すためにはどうしたらいいのか、行政がやることに限りがあるとしても、しかし、防府市ができることがある、そういう思いで今回、質問をさせていただきました。

まず、中小企業の振興条例についてでございますけれども、今回、国においても壇上で申し上げました憲章が制定をされまして、中小企業はまさに社会の主役である、こういうふうな位置づけ、役割が評価をされました。この中小企業が重視をされてきた背景には、これまでの実は中小企業政策の反省があります。つまり従来型の政策の転換を求める声が非常に大きくなってきてるわけですね。従来型というのは何かといいますと、大企業が成長をしていけば日本経済はよくなって、いずれは中小企業もよくなる。こういう考え方のもとに国のさまざまな中小企業政策は、いわゆる補完的な役割を持つものとして展開をさ

れてきました。

そのことは例えば国の予算のあり方一つ見てもわかると思うんですが、象徴的にあらわれております。自治体における中小企業政策にも深刻な影響を与えております。

防府市の商工費の推移を私調べてみたんですが、平成11年度の予算現額20億9,872万円です。平成22年度、今年度は10億455万円です。半分ぐらいに減った原因というのは、ほとんどが融資の問題があると思うんですが、しかし、このことでこの間、この10年間、中小企業の政策が充実されたということは言えないと思うんですね、この資料を見る限り。で、また、従来型の施策の反省という点でいけば、全国各地で進められた地域活性化政策の行き詰まりという問題もあります。

例えば昨日来、一般質問で出ておりますが、工場誘致の問題。この工場立地件数も、最近では工場立地の約6割が大都市圏に集中をして、地方の工場立地というのが減り続けております。それからさらに、商店街対策として、中心市街地活性化計画、全国でいろいろ取り組まれてきましたけれども、2004年の総務省の中心市街地の活性化に関する行政評価、監視結果報告書、これによりますと、中心市街地活性の効果として、この3つの項目で検証してるんですが、人口、それから商業販売額、それから事業所の従業員数、この3項目で、その市に占める中心市街地の割合が上昇したか低下したか、これを調査を行っているんですね。その結果、3項目すべてで低下した自治体が何と61%あるんです。どれか1項目で上昇したと、これが27%。2項目で上昇したというのが10%、人口、商業販売額、事業所従業員数、すべてこの計画を実施することによって効果が出たと、こういうふうに評価した自治体は。わずか2%だったんです。

こういった点から見ると、防府市では昨年度まで、この中心市街地活性化計画、実施してまいりましたけれども、防府市では今後の検証が待たれるところではございますけれども、いずれにしても全国的に従来型の中小企業政策を今本当に大きく変えていく必要がある。というのは域内に軸足を置いた振興策、域内の中小企業を支援しようという、こういう考え方に、考えをもう変えていく必要があるんだということが今、言われております。

中小企業振興条例、私が質問いたしましたその条例というのは、こうした中で地域の中小企業施策の基本理念をこの条例の中に盛り込んでいく、防府の中小企業、こういった位置づけでもって役割があるんだよと、地域の活性化のために防府市にとって大変大事な存在であり、行政もそして中小企業も、また市民も、いろんな責任を持ってやっていく必要があるという、そういう条例を今後つくっていく必要があると思うんです。

先進事例を私、見てみましたが、大阪の八尾市では2002年に地元の大工場が撤退をいたしました。このときに、この振興条例を根拠にして、障害者の雇用を確保しようとい

うことが実は行われたんですね。で、振興条例の制定によって、中小企業であれ、大企業であれ、同じ地域で営業活動を行う事業体として、応分の責任を果たさせると、こういう根拠がこの条例の中にあったんです。こういう条例をつくってこういうことなんですね。

それから、北海道の帯広市では振興条例をもとに、この十勝・帯広地域の地域のよさ、それから地域の資源が次々と発見されまして、その中で改めて中小企業が果たしていく役割の重要性の認識も広がっているんですね。だからこの振興条例が持つ意味というのが大変大きいということを私は強調したいと思います。ぜひ防府市においてもこうした経験に学んで、条例改定をぜひ行っていただきたいと。これは強く要望いたしておきます。

それから、住宅リフォーム助成制度の創設についてでございます。ただいま、市長のほうから、平成23年を目指して、調査・検討をしたい旨の御答弁をいただきました。大変多くの関係者も喜ばれているというふうに思います。このことは地元中小業者の仕事の確保、ただ単に仕事確保にとどまらず、地域経済の活性化につながっていくということなんですね。

ここで、兵庫県の明石市が試算をいたしました経済波及効果を御紹介をしたいと思うんですが、明石市では昨年度、2009年度実施の緊急経済対策の経済波及効果、これを試算いたしまして、3月定例市議会で発表されたそうでございます。これを見ますと、明石市では2009年度の緊急経済対策として、例えば定額給付金、それから小・中学校の耐震化、あるいはプレミアム付き商品券発行助成など、69の事業が実施をされたようです。その事業を実施したその効果は一体どうだったのかということで、この明石市では、経済波及効果を算出されました。その結果、定額給付金事業の効果は0.47倍、それから定額給付金事業以外の効果は1.45倍、中でもプレミアム付き商品券発行は4.8倍、そして住宅リフォームの事業、これにも明石市、取り組んでおられるんですが、この事業は10.94倍、約11倍であったと報告をされております。この内需を温めていくこの政策というのが、抜群の経済効果を発揮をしたという経済対策であるということが、この明石市の調査から見てもわかると思うんですね。

そこで、質問させていただきますが、この助成制度の内容については、今どの程度、どのように検討されているのか、お答えできる範囲で結構でございますので、御答弁お願いしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えします。

現時点についてのまだ先進事例を調査した時点でございまして、防府市が今からどうし

ていきたいというようなものは、これから全く初めて――新たにスタートすることになります。

以上です。

○副議長（松村 学君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） まだ白紙の状態であるということでございます。であればなおのこと、ぜひ先進地などからも積極的に学んで、また、大事なことは関係者の方々からしっかりと声を聞くということなんですね。御要望を聞くということ。そういうことに努めて、よき制度として創設されることを強く御要望いたしておきます。どうぞよろしく願います。

それから、3点目、公契約条例の制定についてでございますけれども、この公契約条例、ILO、国際労働機関94号条約というのがあるんですが、ここでは公共事業の労働者の賃金あるいは労働時間は同じ地域の民間事業に劣らない有利なものでなければならないというふうにしております。

しかし、日本はまだ批准しておりませんが、この94号条約に照らしてみれば、現実には入札価格の低下等で賃金水準が非常に下落しています。防府の状況もそうです。その事業で働く労働者の賃金を、まさに人間らしく働ける一定の水準にしていくということ、それから事業の質を確保することを契約者に求めるというのが公契約条例なんですけれども、今、市長の御答弁では今後、調査・研究と御答弁されましたので、ぜひ前向きに検討していただきますように、よろしく願いをいたします。

全国では、防府市を含む771自治体が意見書の採択を行っておりますが、市として、公契約法の制定を求める要望を国に対して行っていただきたいと思いますが、この点では市長さん、どうのお考えでございましょうか。1点だけお尋ねをしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど壇上から申し上げたかと思いますが、最低賃金法とか法的なその制約といいますか解釈の見方など、それぞれ意見が分かれる部分もございまして、いろんなところの条例、状態をよく精査しながら、また、他市の反応、動向などもよく参考にしていかななくてはいけないんじゃないかと、こんなふうにも感じているところでございます。

○副議長（松村 学君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 平成17年の4月に、千葉県の市長会から全国市長会に対して、日本の事情に見合った公契約法を検討するように、要望書が実は出されているんですね。平成17年ですから5年前ですが、一度、出されてはおりますけれども、最近の状況とい

うのが、最近の情勢というのがますます必要な部分が出てきております。今、最低賃金も平均時給713円ですよね、全国平均。で、大阪であったことなんですが、フルタイムで最低賃金で働きますと生活保護基準以下になる場合があるんです。で、国会で今問題になっていることは、この最低賃金でいくと、生活保護基準以下の状況になる都道府県が10都道府県あるというんですよ。最低賃金で生活できる状況じゃありませんよね。市が税金をしっかりと出していくこの事業に対して、そこで働く労働者に対して、やはり人間らしく働ける、そういう基準にしていくというこのことが、極めて今、重要になっています。で、労働単価というのはこの10年間、ずっと下がってきているんですよね。ですから、やはり最近の情勢もそのことを求めておりますし、防府市としてもぜひ積極的に、前向きに考えていただきたいということを、これは要望させていただきます。

次に、障害者福祉施策についてでございますが、前向きな御回答、ありがとうございます。大変、質問の趣旨も御理解いただきまして、前向きに実施をしていきたい旨の御回答をいただきました。

1点だけ質問をいたしますが、障害者の方々の働く意欲がさらに生まれるような施策、これは今、防府市に本当に求められていると思います。これをどうつくっていくかですね。で、そういう背景の中で、工賃が平成17年度については私、以前資料をいただきまして、工賃については通所の施設利用者の1人当たりの平均額、平成17年度は1万3,826円、ところが利用者負担の平均額が1万250円、こういう、平成17年度当時ですね。これでは働きに行っても利用料と同じじゃないかと、何のために働きに行くんだという、こういう議論があったと思うんですが、最近の調査で工賃の平均額というのはどのくらいになっているのか、一つだけお尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 月額平均で1万4,200円程度でございます。

○副議長（松村 学君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 一月、一生懸命働いて1万4,000円何がしでございます。これではもし利用料を払うことになれば、本当に障害者の方々は意欲を失ってまいります。現実にこの間、これじゃあ授産施設に行く必要ない、行きたくない。施設のほうもまた困りますよね。ぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。

ところで、この障害者自立支援法は、平成25年8月まで、市長さんの御答弁にありましたように25年の8月までに廃止される予定です。違憲訴訟が4月の21日だったと思いますが和解、終結したときに、国が次のような基本合意、合意書の中で次のように述べています。「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとす

る障害者及びその家族に心からの反省の意を表明する」としています。そして、障害者自立支援法を廃止をし、新たな総合的な福祉法制を実施をする。そこにおいては障害福祉施策の充実が憲法などに基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本にする。こういうふうな合意書の中で明記をしています。

いずれにいたしましても今、障害者の方々、家族が何に苦しんでおられるのか、何を望んでおられるのか、こういう実態に基づく新しい法律の制定が必要だと思うんですね。このことは、法律のことだから国のことだという、国の課題だということではなくって、その実施主体はまさに市であるわけですから、自治体の課題であると思いますので、ぜひ関係者の声、要望をしっかりと受けとめて、国に提言をしていただきたいというふうに思います。

あわせて、平成25年度までには3年間ぐらいあるわけですがけれども、新法制定を待てないさまざまな問題もあります。例えば自立支援医療とか、生活支援事業の負担軽減、あるいは報酬方式の問題、障害者区分認定の改善等、ぜひ障害者の方々の声をしっかりと聞いていただきまして、さらなる障害者福祉施策の充実が図れることを強く要望いたします。福祉都市宣言をしている防府市でございますので、この法律の問題をさまざまに国に対して指摘をしていただきまして、さらに施策が充実をしていくことを強く求めて、きょうは15分ばかり早く終わるような状況になりました。前向きな御答弁、いただきましたので、以上で終わりたいと思いますが、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で7番、山本議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時12分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年7月5日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 中 林 堅 造

防府市議会 議員 山 本 久 江